

本Q Aで解決できない事象については、下記へお問い合わせください。

《調査制度、記入方法等、調査全般にわたるお問い合わせ》令和7年国勢調査コンタクトセンター（ナビダイヤル） 03-6628-2258（IP電話等） 【総務省が設置するコールセンター】

《その他お問い合わせ（調査書類不足・訪問した調査員のこと等）》廿日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293） 【廿日市市が設置するコールセンター】 または、廿日市市経営政策課統計係（0829-30-9122）

項目		質問	回答
A.調査の目的	A-1	国勢調査とは、どういうものですか。何のために行うのですか。	国勢調査は、統計法という法律に基づき、行政の基礎となる日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、国内に住んでいる全ての人・世帯を対象に実施する、国の最も重要な統計調査です。 調査した結果は、福祉施策や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせない様々な施策の計画策定などに利用されています。 このため、大正9年以来5年ごとに実施しており、令和7年国勢調査はその22回目になります。我が国にふだん住んでいる（3か月以上住んでいるか又は住むことになっている）人すべてが調査の対象です。
A.調査の目的	A-2	国勢調査は、どこが行っている調査ですか。	国勢調査は、総務省統計局が、都道府県・市区町村を通じて行っています。 なお、国勢調査の概要については、総務省統計局のホームページからご確認ください。
A.調査の目的	A-3	国勢調査は、どのように利用されているのですか。	政治や行政における利用の代表として、法律で定められている基準人口としての利用があります。主なものとしては、衆議院小選挙区の画定(衆議院議員選挙区画定審議会設置法)と比例代表区の議員定数(公職選挙法)、市・指定都市・中核市などの要件(地方自治法)、地方交付税の交付額の配分(地方交付税法)、都市計画区域の指定(都市計画法)などが挙げられます。 国や地方公共団体において様々な計画や施策の立案・実施に利用されます。現代のように多様化し、複雑化した社会にあっては、計画や施策を立案する上で、現状の把握と将来の予測は欠かせません。国勢調査の結果は、人口・世帯などの社会の実態を様々な統計で明らかにし、将来どのように社会や経済が変わるかを予測する最も基礎となるデータとなるものです。また、国勢調査の結果は、様々な計画や施策の成果を表すものでもあり、各種施策の成果を客観的に評価することができます。 公的な統計を作成するための基礎として利用されます。 ・全国及び地域別の最新の人口や将来人口を推計する上で、国勢調査の人口を基礎データとして用います。 ・労働力調査、国民生活基礎調査などの人及び世帯に関する標本調査は、信頼性の高い結果が得られるよう、全数調査である国勢調査の統計データを母集団として標本設計を行います。 ・日本の経済活動を表す国民経済計算(GDP)でも、国勢調査の人口を基準人口として推計を行っています。
A.調査の目的	A-4	国勢調査はなぜ5年に一度行う必要があるのですか。	我が国は、社会経済の変化が激しい時代の中であって、国内の人口・世帯の構造も大きく変化しています。国や地方公共団体の様々な計画の策定や施策の立案・実施を確に行うためには、利用する統計と実態が乖離しないよう、できるだけ短い間隔で調査を行う必要があります。 一方で、あまり短い間隔で国勢調査を実施することは世帯の負担や経費の負担が大きくなることから、統計法という法律に国勢調査を5年ごとに実施することが規定されています。
A.調査の目的	A-5	住民基本台帳のデータがあるから、国勢調査は必要ないのではないのですか。	住民基本台帳からも、人口のようすをある程度とらえることができますが、住民基本台帳では、例えば住居を移してもすぐに届け出なかったり、住民登録を残したまま一人住まいで大学に通っている場合や半身赴任をしている場合など、届出の状況が人によってさまざまです。また、住民基本台帳には、氏名、生年月日、性別の限られた情報しかなく、住宅の状況や仕事の状況などの情報が得られません。国・都道府県・市区町村が的確な行政を進めるためには、人口や世帯についての現状を正確に把握する必要があるため、住民基本台帳とは関係なく、調査を行う必要があります。
A.調査の目的	A-6	マイナンバー（個人番号）があるので、国勢調査はなくても済むのではないですか。	マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用・提供が禁止されています。当面、社会保障・税・災害対策の行政手続きに限り利用が認められていますので、国勢調査で利用することはできません。 また、マイナンバーは住民基本台帳（住民票）のデータに番号が割り振られることから、限られた人口の属性しか得られません。地域の振興計画や街づくり、福祉対策などの各種の行政施策の基礎資料としては、男女、年齢などの基本事項と組み合わせた就業の状況や従業地・通学地の状況など様々な統計を必要とするため、国勢調査を行う必要があります。 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、デジタル庁のホームページをご参照ください。
A.調査の目的	A-7	国勢調査に回答した内容は、税金の徴収や犯罪捜査など、統計以外の目的で利用されることはありませんか。	国勢調査の回答を統計以外の目的に利用することは、統計法という法律によって固く禁じられており、統計以外の目的に利用することはありませんので、ご安心ください。
A.調査の目的	A-8	国勢調査の結果がマイナンバーに利用されることはないのか。	国勢調査は、統計法という法律に基づき、統計の作成を目的として実施しています。調査によって得られた情報は、統計法によって厳格に保護され、利用が制限されています。 国勢調査の結果、集められた調査票情報が、個人を識別できる形で提供されることは絶対にありません。
A.調査の目的	A-9	国勢調査には、どうしても答えなければならないのですか。	国勢調査は行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにする国の最も重要な統計調査です。 統計法という法律で回答義務が定められています。是非御理解いただき回答をお願いいたします。 また、ご回答いただいた内容は、統計法によって、厳重に保護されますので、どうぞ安心して御回答ください。
A.調査の目的	A-10	忙しくて調査にかかわってられないのですが。	調査票の回答には、そうお時間をお取りしません。インターネットによる回答であれば、24時間いつでも回答できますし、紙の調査票は郵送による提出もできますので、御都合にあわせて御利用ください。
B.調査の方法	B-1	国勢調査は、いつ、誰を対象に行われるのですか。	国勢調査は、令和7年10月1日現在、日本全国の世帯とそこにふだん住んでいる人を対象として実施します。 「ふだん住んでいる人」とは、10月1日現在、すでに3か月以上住んでいるか、住むことになっている人のことで、これらの人々をふだん住んでいる場所で、世帯ごとに調査を行います。
B.調査の方法	B-2	国勢調査は、どのように行うのですか。	9月下旬頃に調査員が調査書類一式を配布いたします。インターネットで回答を希望する場合は10月8日（水）までの間をお願いします。 また、郵送又は調査員へ提出を希望する場合は10月1日（水）～10月8日（水）までの間をお願いします。
B.調査の方法	B-3	調査員が近隣の者から聞き取って調査することがあるのですか。	国勢調査では、調査員が調査票をそこに住んでいる世帯ごとに配布して、調査を行います。調査員は、調査票を確実に世帯に配布するため、居住の有無を確認しています。 一方で、何度訪問しても、不在等で調査員が世帯と会えない場合については、近隣の住民等から「世帯の種類」、「世帯員の数」、「住宅の建て方」、「氏名」及び「男女の別」の5項目をお尋ねして、調査員が調査票を作成することとしております。
B.調査の方法	B-4	調査書類が郵便受けに入りましたが、何の説明もありませんでした。このような調査のやり方や配布の仕方は正しいのでしょうか。	何度訪問しても不在でお会いできない場合や地域の実情に応じて、ご説明を省略し、調査書類を郵便受けに入れて配布する方法も可能としております。
B.調査の方法	B-5	国勢調査では、個人や世帯の情報はどのように保護されるのですか。	調査への回答は、インターネット回答のほか、郵送提出や調査員に提出することも可能です。インターネット回答や郵送提出であれば個人や世帯の情報を調査員が目にするものなく回答できますので、ご希望の方法で回答をお願いします。インターネット回答中の通信は、すべて暗号化（※SSL/TLS方式）されているとともに、不正アクセス防止の対策を24時間行っています。 また、調査員に提出する場合を含め、調査員をはじめとする調査関係者は、統計法という法律で調査で知り得た内容を他に漏らすことのないよう決められており、情報管理を徹底しています。
B.調査の方法	B-6	国勢調査には、個人情報保護法が適用されないのですか。	国勢調査を始め、統計法に基づいて行われる統計調査で集められる個人情報、次の理由から個人情報保護法が適用されないことになっています。 ・統計調査により集められた個人情報は、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用・提供されること ・統計法では、統計以外の目的での調査票の使用が禁止されているなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が厳格に整備されていること
B.調査の方法	B-7	調査に協力すると謝礼がもらえるのですか。	謝礼はございません。

Q.調査の対象と場所	C-1	どうしてうちが国勢調査に選定されたのですか。	国勢調査は、国内に住んでいる全ての人・世帯が対象です。一部の世帯のみが対象というわけではありません。 調査の結果は、福祉施設や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせない様々な施策の計画策定などに利用されておりしますので、是非御回答をお願いします。
Q.調査の対象と場所	C-2	現在この市区町村に住んでいます、住民票を移していない場合、調査はどこで行うのですか。	国勢調査は、住民票などの届出場所に関係なく、10月1日現在、ふだん住んでいる場所で調査を行うことになっています。 具体的には、すでに3か月以上住んでいるか、3か月以上住むことになっている場所で、調査を行います。
Q.調査の対象と場所	C-3	住んでいる住宅が二か所ある場合は、調査はどこで行うのですか。	住民票などの届出に関係なく、寝泊りする日数が多い方で調査に回答してください。 なお、寝泊りする日数が少ない方に調査書類が届いておりましたら、お手数ですが、その住所地の市区町村へご連絡ください。（住所地在甘日市市の場合、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）へご連絡ください。）
Q.調査の対象と場所	C-4	「ふだん住んでいる人」とはどのように判断すればよいですか。	「ふだん住んでいる人」とは、住民票などの届出に関係なく10月1日現在、世帯に『すでに3か月以上住んでいる人』もしくは『まだ3か月にならないが3か月以上にわたって住むことになっている人』をいいます。 詳しい説明は、『調査票の記入のしかた』の2ページをご参照ください。
Q.調査の対象と場所	C-5	日本国籍ではないが調査の対象となりますか。	国籍に関係なく、10月1日現在すでに日本に3か月以上住んでいるか又は住むことになっていれば、調査の対象となります。
Q.調査の対象と場所	C-6	海外に出張している人は調査の対象となるのですか。	10月1日現在、自宅を離れて3か月以上になるか、3か月以上になることが明らかなる場合は、調査の対象とはなりません。
Q.調査の対象と場所	C-7	日本人ではありませんが、1か月間日本に観光のために来ています。10月1日現在、本国を3か月以上離れていますが、調査の対象となるのですか。	観光などで日本に来ている人の場合は、本国を離れている期間に関係なく、日本に滞在する期間が3か月にわたるかどうかによって、調査の対象になるかを決めます。
Q.調査の対象と場所	C-8	家の建て替えのため別の場所で寝泊まりしているが、家ができればりしだい元の所に帰ることになっている場合は、どこで調査するか。	10月1日現在、仮住まいしている所で調査します。
Q.調査の対象と場所	C-9	長距離離れトラックの運転手で、1週間に3日しか自宅に帰りません。どこで調査するのですか。	生活の本拠とみられる自宅で調査します。
Q.調査の対象と場所	C-10	学校の学生寮に入っている学生が水曜日から日曜日まで親の家に帰ってくる場合は、どこで調査するか。	親の家で寝泊りする日数に関係なく、学校の学生寮で調査します。
Q.調査の対象と場所	C-11	親戚の家に間借りして通学している学生です。どこで調査するのですか。	一般の家庭に間借りしている学生の場合、10月1日現在、すでに3か月以上住んでいるか、3か月以上住むことになっているときは、その間借りしているところで調査します。
Q.調査の対象と場所	C-12	学生寮や下宿屋に住んでいる学生が、調査日（10月1日）に実家に帰省している場合、どこで調査するのですか。	学生寮や下宿屋に住んでいる学生・生徒は居住期間に関係なく、その学生寮や下宿屋で調査することとなります。 この質問の場合、学生寮や下宿屋を引き払っていないければ、帰省している期間にかかわらず、学生寮や下宿屋で調査します。
Q.調査の対象と場所	C-13	実家に帰省していますが、調査の回答はどこですればよいですか。	実家に3か月以上住んでいる、もしくは3か月以上にわたって住むことになっている場合は、帰省先の実家のある場所で調査に回答します。 上記に該当しない場合は、ふだん住んでいる自宅で調査に回答します。
Q.調査の対象と場所	C-14	自宅を離れて友人宅に3か月以上住んでいる場合、どこで調査するのですか。	3か月以上自宅を離れて友人宅に住んでいますので、友人宅で調査します。
Q.調査の対象と場所	C-15	引っ越しのため、10月1日（水）午前等時には移動している場合、どこで調査するのですか。	この場合は引っ越し先で調査します。お手数ですが、調査書類が配布された（引っ越し先の）市区町村に転居する旨をご連絡ください。
Q.調査の対象と場所	C-16	社会人ですが、4か月間一人で下宿屋に住んでいる場合、どこで調査するのですか。	学生以外の単身者が下宿屋に住んでいる場合、すでに3か月以上住んでいるか、3か月以上住むことになっている場所で調査しますので、この場合は下宿屋で調査をします。
Q.調査の対象と場所	C-17	先月から老人ホームに入所しており、3か月以上入所することになっている場合、どこで調査するのですか。	老人ホーム、母子生活支援施設、養護施設などの社会施設に入所している人の場合は、10月1日現在、既に3か月以上入所しているか、3か月以上入所することになっていれば、その施設で調査します。
Q.調査の対象と場所	C-18	生まれたばかりの子ども（新生児）は、どこで調査するのですか。（生まれた病院で調査するのですか。自宅で調査するのですか。）	病院を退院していない新生児は、母親が調査される場所で調査します。 例えば、母親が退院して自宅に戻っている場合、新生児は母親の住居で調査します。一方、母親が病院に3か月以上入院している場合には、母親は病院で調査することになりますので、新生児は病院で調査することになります。
Q.調査の対象と場所	C-19	すでに回答済みだが、調査日（10月1日）までに子どもが生まれた場合、どうすればよいか。	調査日（10月1日）よりも前に生まれている子どもは、調査の対象となりますので、回答内容の修正が必要です。 インターネットで回答された場合は、「国勢調査オンライン」に再度ログインいただき、修正をお願いします。 紙の調査票で郵送又は調査員に提出された場合は、お手数ですが、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）に御連絡をお願いします。
Q.調査の対象と場所	C-20	回答時点ではまだ子どもが生まれていないが、調査日（10月1日）までに生まれる予定の場合は、どのように回答したらよいか。	出産予定のお子様は含めずに回答してください。 調査日（10月1日）までにお子様が生まれた場合は、出産後に母親が調査する場所、10月8日までに回答の修正をお願いします。 インターネットで回答された場合は、「国勢調査オンライン」に再度ログインいただき、修正をお願いします。 紙の調査票で郵送又は調査員に提出された場合は、お手数ですが、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）に御連絡をお願いします。 なお、ご出産日が10月1日以降となった場合は、修正不要です。
Q.調査の対象と場所	C-21	病院に3か月以上入院していますが、10月1日には自宅に一時帰宅しています。どこで調査するのですか。	病院・療養所に入院している人の場合は、10月1日現在、既に3か月以上入院している人だけがその病院で調査することになります。 したがって、質問の場合、3か月以上入院していますので、外泊許可などで自宅にいるような場合であっても病院で調査します。 ただし、自宅療養、仮退院で自宅に戻っている場合は、いったん退院したものとみて、自宅で調査しますので、調査票の記入に当たってはご注意ください。
Q.調査の対象と場所	C-22	3か月以上入院している夫の看病のため、妻が病院に寝泊まりしている場合、この妻はどこで調査するか。	ときどき自宅に帰っているような場合は、自宅で調査します。
Q.調査の対象と場所	C-23	仕事の関係で3か月以上出張している場合、どこで調査するのですか。	出張、出張ぎ、旅行などで一時的に自宅を離れている人は、自宅を不在にする期間が3か月未満の場合は自宅で調査し、3か月以上にわたる場合はその出張先や旅行先で調査します。 この質問の場合、出張先の寝泊りする場所が一定であれば、その出張先で調査することになりますが、出張先の寝泊りする場所が一定していない場合は、10月1日現在いる場所で調査し、少しでも自宅に帰ってくる場合は自宅で調査します。 また、自宅を離れて3か月以内に自宅に戻るかどうかははっきりしない場合は、自宅で調査します。
Q.調査の対象と場所	C-24	9月下旬に4か月間の海外出張から帰国するのですが、自宅に戻る前にホテルに滞在するため、10月1日にはホテルにいる場合、どこで調査するのですか。	このような場合は、自宅で調査します。
Q.調査の対象と場所	C-25	出張ぎのため自宅を離れてまだ1か月だが、3か月以上自宅を不在にする予定の場合、出張ぎ先で調査するのですか。	予定も含め3か月以上出張ぎする場合は、出張ぎ先で調査します。
Q.調査の対象と場所	C-26	出張ぎに出てから3か月以上になるが、10月1日には自宅に帰ってきていて、またすぐに出張ぎに出ることになっています。この場合は、自宅で調査するのですか。	同じ所出張ぎを続けるなら、出張ぎ先で調査し、別の所へ行くなら、自宅で調査します。
Q.調査の対象と場所	C-27	船舶の乗務員や長距離トラックの運転手などで長期間不在の人は、自宅の世帯に含めるのですか。	船舶の乗務員や長距離のトラック運転手など、長期間不在にすることがある方について、自宅とは別の居住先がない場合は、不在の期間に関係なく、自宅の世帯に含めます。

D.世帯の決め方	D-1	「世帯」とはどのように判断すればよいですか。	国勢調査では、夫婦・親子・兄弟など住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯とします。
D.世帯の決め方	D-2	病院の入院者は棟ごとに一つの世帯とすることになっていますが、この場合の棟とはいわゆる病棟のことですか。	建物のことです。したがって、一つの棟が「内科病棟」、「外科病棟」などからなる場合であっても、一つの棟（建物）で一つの世帯とします。 なお、「〇〇病棟」などと呼ばれる単位でなければ調査できないような場合は、一つの棟（建物）であっても、それぞれの病棟ごとに一つの世帯として差し支えありません。
D.世帯の決め方	D-3	親夫婦と子夫婦が同じ家に住んでいる場合、1世帯とするか、2世帯とするか。	親夫婦と子夫婦の居住しているそれぞれの部分が、「住宅の要件」を備えていれば、2世帯とします。「住宅の要件」を備えていない場合には、生計が全く別であれば、別々の世帯とし、生計を共にしていれば一つの世帯とします。
D.世帯の決め方	D-4	家の建て替えのため、家族が別々のアパートに住んでいる場合、一つの世帯としてよいのですか。	このような場合は、別々の世帯とします。
D.世帯の決め方	D-5	子どもが自宅を離れてアパートに住んでいます。毎月、生活費を仕送りしていますが、同じ調査票に記入するのですか。	家族と離れて暮らしている場合は、生活費を仕送りしていても、別々の世帯となり、同じ調査票には記入しません。
D.世帯の決め方	D-6	単身赴任、老人ホームに入居している人は、世帯員に含めるのですか。	住民票などの届出に関係なく、10月1日（水）時点で3か月以上自宅を離れている人又は3か月未満であっても3か月以上自宅を離れることになっている人は、自宅以外の場所で調査されますので、世帯員には含めません。 なお、10月1日（水）時点で3か月未満の人又は3か月以上自宅を離れるか未定の人、は、世帯員に含めます。 また、世帯主が3か月以上自宅を離れている場合は、自宅に残っている家族のどなたかを「世帯主又は代表者」とします。
D.世帯の決め方	D-7	病院に入院している人は、世帯員に含めるのですか。	住民票などの届出に関係なく、10月1日（水）時点で3か月以上入院している人は、病院で調査されますので、世帯員には含めません。 なお、世帯主が3か月以上入院している場合は、自宅に残っている家族のどなたかを「世帯主又は代表者」とします。 また、10月1日（水）時点で入院期間が3か月未満の人は、自宅の世帯員に含めます。
D.世帯の決め方	D-8	一人暮らしの学生、単身赴任者ですが、回答する必要はあるのですか。	住民票などの届出に関係なく、10月1日（水）時点で自宅を離れて3か月以上住んでいる又は3か月以上住むことになっている場合は、その場所で別の世帯として回答する必要があります。 なお、3か月に満たない一時的な居住の場合は、自宅の世帯に含まれますので回答する必要はありません。その場合は、お手数ですが、廿日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）へご連絡をお願いします。
D.世帯の決め方	D-9	ルームシェアや同棲などしている場合は、一つの世帯になるのですか。	生計を共にしている場合は同じ一つの世帯、生計を別れている場合はそれぞれ異なる別の世帯としてください。 なお、調査書類1セットにつき回答できる世帯は1世帯となります。別の世帯になるため、調査書類が不足する場合には、お手数ですが、廿日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）にお問合せください。
D.世帯の決め方	D-10	外国に留学している人は、世帯員に含めるのですか。	10月1日（水）現在、留学期間がすでに3か月以上又は3か月以上を予定している場合は世帯員に含めません。また、留学期間が3か月未満の場合は世帯員に含めます。
D.世帯の決め方	D-11	親せきの子どもが同居している場合、この子どもは別の世帯とするか。	家族同様に食事などをさせている場合は、別の世帯としないで、その世帯に含めます。
D.世帯の決め方	D-12	知人から子どもを預かっていますが、その知人から食事代を受け取っています。知人の子どもは、同じ世帯となるのですか。	家族同様に生活していれば、その世帯に含めます。
D.世帯の決め方	D-13	親夫婦は、子夫婦と別々の住宅に住んでいます。食事は一緒にしています。この場合、同じ調査票に記入するのですか。	原則としては2世帯としますが、世帯の回答がひとつで、それぞれの住宅が同じ棟又は同じ敷地内にある場合は、一つの世帯としても差し支えありません。
D.世帯の決め方	D-14	外国人の学生をホームステイさせているのですが、この場合、同じ調査票に記入するのですか。	10月1日現在ですでに3か月以上住んでいるか、3か月以上住むことになっているのであれば、同一の世帯とします。
D.世帯の決め方	D-15	外国から研修のため来日し、雇主の家に泊まり込んで働いている場合、別の調査票に記入するのですか。	雇主の世帯と生計が別であれば、別の世帯としますが、生計を一緒にしていれば、住み込みの雇人として、雇主の世帯に含めます。
D.世帯の決め方	D-16	会社組織の商店で、店主の家に住み込んでいる単身の従業員は、店主の世帯に含めるのですか。	店主の世帯に単身の従業員を含めて一つの世帯とします。
D.世帯の決め方	D-17	単身の住み込みの従業員が雇主の家とは別棟の建物に住んでいる場合、世帯の決め方はどうするか。	雇主の世帯とは別に、単身の従業員一人ひとりを一つの世帯とします。
D.世帯の決め方	D-18	住み込みで働いているが、雇主の住居の離れに一人で住んでいる場合、雇主と同じ世帯になるのですか。	離れは、母屋の附属建物とみなすため、母屋と合わせて一つの住宅となるので、雇主の世帯に含めて一つの世帯とします。
D.世帯の決め方	D-19	県人会の寮や看護学生の寮などで、学生と勤労者が居住している場合、世帯の決め方はどうするのですか。	学生と勤労者が別々の棟に住んでいる場合や階を別になっている場合など、それぞれの居住部分が明らかに区画されている場合は、学生は棟ごとにまとめて一つの世帯とし、勤労者は一人一人を一つの世帯とします。 学生と勤労者の居住部分が明らかに区画されていない場合は、すべての入寮者一人一人をそれぞれ一つの世帯とします。
D.世帯の決め方	D-20	私は入院していますが、私の世話をするために家政婦が3か月以上病院に泊まり込んでいる場合、どのように世帯を決めるのですか。	家政婦は、入院者とは別の世帯とします。
D.世帯の決め方	D-21	老人ホームに夫婦だけで一つの部屋に住んでいる場合、夫婦で一つの世帯とするのですか。	老人ホームなどの社会施設の場合、入所者は、棟ごとにまとめて一つの世帯としますが、夫婦だけで一つの部屋に住んでいれば、他の入所者とは別に一つの世帯とします。
D.世帯の決め方	D-22	老人ホームの個室に姉妹二人で住んでいる場合、ほかの入所者とは別に一つの世帯とするか。	姉妹二人で住んでいる場合は、ほかの入所者とまとめて一つの世帯とします。
D.世帯の決め方	D-23	グループホームの入所者は一人一人を一つの世帯として調査するのですか。	介護保険法による介護保険施設等に指定されているのであれば、社会施設に準じる施設とみなして棟ごとにまとめて一つの世帯とし、世帯の種類は「老人ホーム等の社会施設の入所者」とします。
D.世帯の決め方	D-24	陸上に自宅のない単身の船舶乗組員が、雇主である船長夫婦といっしょに船舶内に寝泊まりしている場合、単身の乗組員はどう取り扱うのですか。	船長夫婦が陸上に住居を持たなければ、船長夫婦と単身の乗組員をまとめて一つの世帯とし、世帯の種類は「一般世帯」とします。 船長夫婦が陸上に住居を持っていれば、単身の乗組員は一人一人を一つの世帯とし、世帯の種類は「その他」とします。この場合、それぞれが別の調査票に記入しますので、調査書類が不足することがあれば調査員に申し出てください。
D.世帯の決め方	D-25	住居不定者が夫婦や兄弟でいる場合は、どう取扱うのですか。	住居不定者の場合は、夫婦、兄弟であっても一人一人をそれぞれ一つの世帯とし、世帯の種類は「その他」とします。 ただし、橋の下の仮小屋など一定の場所に住んでいるような場合は、家族ごとに一つの世帯とし、世帯の種類は「一般世帯」とします。

E.調査の内容	E-1	調査事項はどのようにして決められているのですか。	調査事項は、行政上の必要性、社会・経済動向、世帯の報告負担、国際的な比較可能性などの観点から総合的に検討を行い決定しています。
E.調査の内容	E-2	国勢調査は、人口の数だけ調べるのではないのですか。	国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政を公正で効率的に行うため、また、地域の振興、住みよい街づくり、防災対策、福祉対策など、将来に向けた様々な施策を立案・推進するために利用されるほか、学術、教育など各方面で幅広く利用される重要なものです。 このためには、日本全体で、そして各地域で、どのような人がどのような活動をしているか、どのように暮らしているかといった人々や世帯のすがたを明らかにすることが必要です。このための最も基本的な役割を担っているのが国勢調査ですので、男女の別、出生の年月、国籍、現住居の居住期間、就業状態など人に関する事項や世帯の種類、世帯員の人数、住居の種類など世帯に関する事項を調査しています。
E.調査の内容	E-3	なぜ、「世帯の種類」の項目を調査するのですか。	生活の基盤である世帯の構成を把握するための世帯で、家族といっしょに生活している世帯や一人で生活している人と、学生寮で共同生活をしている学生・生徒、病院の入院者、社会施設の入所者など家族の世帯とは異なった形の集団とを区分するものです。 その結果は、世帯の規模・家族構成などの分析のほか、世帯数の将来推計の資料として利用されます。
E.調査の内容	E-4	なぜ、「世帯員の数」の項目を調査するのですか。	国勢調査では、第一に人口を正確に把握することが基本となります。 この項目は、調査の単位である世帯の構成員全員が漏れなく確実に把握されているかどうかを確認するためのものです。
E.調査の内容	E-5	なぜ、「住居の種類」の項目を調査するのですか。	世帯の生活の場である住居の状況と世帯構成との関係を明らかにするためのものです。 持ち家に住む世帯、民営の賃貸住宅に住む世帯、公営の賃貸住宅に住む世帯など、住居の所有関係と世帯人員などとを組み合わせ得られる統計は、国や都道府県・市区町村における住宅関係の施策や計画を立てるために欠くことのできない資料です。
E.調査の内容	E-6	なぜ、「住宅の建て方」の項目を調査するのですか。	住宅がどのように建築されているか、また、住宅の形式と居住世帯の関係を明らかにするためのものです。 我が国の住居は一戸建の住宅が半数以上を占めていますが、特に大都市においては、狭い土地の有効利用を図るため、住宅の共同化や高層化が進められています。この傾向は、郊外や地方都市にも拡大してきています。 この項目と世帯の構成などと組み合わせ得られる統計やその地域の特徴を明らかにする資料は、住宅政策、防災対策や環境整備計画などを立案する上で欠くことのできないものです。
E.調査の内容	E-7	なぜ、「氏名」の項目を調査するのですか。	氏名は、調査対象者として誰が調査されたか、各調査項目が誰について記入されたものなのかを確認し、調査漏れや重複調査を防ぐために必要な項目です。氏名は集計対象ではありませんが、正確な調査を実施するために必要な項目です。 調査票に記入された個人情報、厳重に守られます。どうぞ安心してご記入ください。
E.調査の内容	E-8	なぜ、「男女の別」の項目を調査するのですか。	男女の別は、年齢とともに、人口に関する最も基本的な項目です。 男と女では、年齢別の人口、就業状態など多くの面で違いがみられ、男女別に把握する必要があります。人口統計では、必ず男女別に集計しています。
E.調査の内容	E-9	なぜ、「世帯主との続き柄」の項目を調査するのですか。	世帯主との続き柄は、生活の基本的な単位である世帯の構成をみる上で必要なものです。世帯に関する統計を作成する際、親族・非親族世帯、核家族世帯、母子・父子世帯等の世帯の類型化が必要になりますが、この項目は、これらの型に区分する上で不可欠なものです。 世帯数の将来推計のほか、世帯や家族の構成の変化を分析する上でも必要となるものです。
E.調査の内容	E-10	なぜ、「出生の年月」の項目を調査するのですか。	年齢は、男女の別とともに、人口についての最も基本的な項目です。 年齢に関する統計は、少子高齢化が進む我が国の人口構造の分析や将来人口の推計のために欠くことのできないものです。 年齢別人口は、幼少期－就学－就職(独立)－退職……といったライフステージに沿った人口を示すもので、児童福祉、教育、雇用、高齢者福祉など各種の施策を進めるためになくしてはならない項目です。
E.調査の内容	E-11	なぜ、「配偶者の有無」の項目を調査するのですか。	世帯の配偶関係を明らかにするもので、男女・年齢・世帯主との続き柄などと組み合わせ得られる統計は、将来人口の推計や出生力の分析のために不可欠な資料となります。 他の項目と組み合わせ、高齢者のいる世帯、母子世帯、父子世帯など福祉行政の対象となる世帯を明らかにする統計として活用されます。 就業の状態と組み合わせた統計は、既婚女性の就労など、女性の仕事に関する各種施策を進める上で欠くことのできない資料となります。
E.調査の内容	E-12	なぜ、「国籍」の項目を調査するのですか。	国勢調査では、外国人を含め日本に住んでいるすべての人を対象としています。行政の推進に当たっては、日本人と外国人を分けた人口が必要となります。また、最近外国人の数が増加しており、習慣等の違いにより生活形態も異なることもあるため、きめこまやかな地域行政の推進を行う上でも、国籍別人口を把握する必要があります。 将来人口の推計にも不可欠な資料となります。 国際連合は、各国が国勢調査で、その国に住む外国人の国籍別の資料を得るように勧告しています。
E.調査の内容	E-13	なぜ、「現在の場所に住んでいる期間」の項目を調査するのですか。	人口の地域移動に関する資料を得るための項目で、人口の定住の度合いを示すものです。 人口の移動に関する統計は、地域別人口の分析、地域別の将来人口の推計の基礎資料となるほか、地域開発計画、都市整備計画、環境整備計画などの策定に欠くことのできないものです。大都市問題、過疎問題などの対策にも用いられます。
E.調査の内容	E-14	なぜ、「5年前（令和2年10月1日）にはどこに住んでいましたか」の項目を調査するのですか。	人口の地域移動に関する資料を得るための項目で、地域別人口の5年前からの変化を示すものです。 人口の移動に関する統計は、地域別人口の分析、地域別の将来人口の推計の基礎資料となるほか、地域開発計画、都市整備計画、環境整備計画などの策定に欠くことのできないものです。大都市問題、過疎問題などの対策にも用いられます。
E.調査の内容	E-15	なぜ、「令和7年9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか」の項目を調査するのですか。	人口の就業状態を把握し、経済活動の実態を明らかにするためのものです。男女・年齢・産業・職業などと組み合わせ得られる資料は、雇用、失業に関する各種の施策の基礎となります。 働いている人の数とその人口構成は、国や地域の経済に大きく影響を及ぼすため、就業状態に関する統計は、経済政策や地域開発の基礎資料として欠くことのできないものです。
E.調査の内容	E-16	なぜ、「就業地又は通学地」の項目を調査するのですか。	通勤・通学による人口の動きや、いわゆる昼間人口をとらえるためのものです。 各市区町村では、通勤・通学による人口の出入りがあるため、ふだんそこに住んでいる人口(夜間人口)と昼間そこにいる人口(昼間人口)とは違っているのがふつです。上・下水道の整備、公共施設の配置、防災計画、環境整備などの施策を行うためには、ふだん住んでいる人の数だけでなく、昼間の人口も加味する必要があります。そのための情報として利用されます。
E.調査の内容	E-17	なぜ、「勤めか自営かの別」の項目を調査するのですか。	仕事をしている人の就業の形態を明らかにするためのものです。 仕事をしている人といっても、自分で事業を営んでいる人、雇われている人、自家営業の手伝いをしている人など、仕事に従事している形態は様々であるため、雇用政策や経済構造の分析には、男女・年齢・産業・職業などと組み合わせてみた就業の形態別の資料が必要になります。 少子・高齢化社会においては、生産年齢人口（15～64歳の人口）の減少への対応策として退職者の再雇用や女性の就業機会の確保などを検討し、推進する必要がありますが、これを含めた雇用対策などのための統計として不可欠のものです。
E.調査の内容	E-18	なぜ、「勤め先・業主などの名称及び事業の内容」の項目を調査するのですか。	仕事をしている会社・工場・事務所などの事業所がどのような事業を営んでいるかという、いわゆる「産業」を把握し、我が国の人口の経済活動の実態を明らかにするためのものです。 このような人口面からとらえた産業構造に係る結果は、就労支援などの雇用の安定化や地域の活性化を図るための諸施策のほか、経済関係施策や将来計画を立てるために不可欠のものです。 勤め先・業主などの名称は、限られた記入の中で産業や職業の分類を正確に行うための手がかりとして必要なものであって、集計の対象ではありません。
E.調査の内容	E-19	なぜ、「本人の仕事の内容」の項目を調査するのですか。	就業者一人一人が勤め先の会社・工場・事務所などで実際にどのような仕事に携わっているかという、いわゆる「職業」を把握し、我が国人口の職業構造の実態を明らかにするためのものです。 社会経済の高度化・情報化などに伴い、我が国の人口の職業構造は多様化、専門化してきていますが、国勢調査から得られる職業別人口の資料は、雇用を始め、職業開発、学校教育など、各種の施策や計画を立てるためになくしてはならないものです。
E.調査の内容	E-20	「勤め先・業主などの名称及び事業の内容」や「本人の仕事の内容」は、なぜ具体的に回答する必要があるのですか。	この調査では、皆様の勤め先の事業を約260種類の「産業」に、仕事の内容を約230種類の「職業」に分類して集計を行います。 これらの分類を世帯の方に行っていただくには負担が大きすぎることや、分類を正確に行う観点から、具体的な名称や内容を回答いただくこととしております。御理解のほどよろしくお願いいたします。
E.調査の内容	E-21	なぜ電話番号を回答する必要があるのですか。	電話番号は、市において回答内容の確認を行う際に、後からおたずねしたいことがあった場合に使用するものです。 電話番号自体を集計に用いることはありませんので、御理解ください。
E.調査の内容	E-22	回答したくない項目があるのですが、記入しなくてもよいのですか。	国勢調査は行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにする国の最も重要な統計調査です。 統計法という法律で回答義務が定められています。御理解いただき全ての項目に回答をお願いいたします。 また、ご回答いただいた内容は、統計法によって、厳重に保護されますので、どうぞ安心して御回答ください。

F.調査員について	F-1	調査員はどういう人なのでしょう。	調査員は、それぞれの受け持ち地区の全世帯へ、調査票などの調査書類の配布を令和7年9月20日以降から行って参ります。 調査員は、市区町村長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。 調査を実施する際、調査員は『国勢調査員証』という身分証を必ず携帯し、「国勢調査2025」と書かれた青いバッグを身につけています。
F.調査員について	F-2	調査員はボランティアだと思っていたのですが、報酬があると聞きました。どの程度もらっているのですか。	調査員は、総務大臣により非常勤の国家公務員として任命され、決められた職責を果たす義務を負っています。この労働の対価として、定められた基準に従って、報酬が支給されています。調査員の報酬は、2調査区でおおよそ9万円程度となります。
F.調査員について	F-3	なぜ近隣に住む人や、民生委員をやっている調査員を担当させるのですか。プライバシーは守られるのでしょうか。	調査員の配置に当たっては、担当する調査区内で正確な調査を行うとともに、調査員自身の安全も確保する必要があるため、地理に明るい調査区を担当させることとしています。 また、調査員には、調査で知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない「守秘義務」が課せられており、調査員に対する説明会においても「守秘義務」の徹底を図っています。 調査員へ提出する方法以外に、インターネットによる回答、郵送提出による回答もあります。インターネットで回答いただければ、国のシステムに直接送信されます。郵送による提出の場合は、直接、市に届けられます。 また、調査員に提出した場合であっても、封入提出された調査票は絶対開封せずに、市にそのまま提出します。ご安心ください。
F.調査員について	F-4	調査員が氏名や世帯人員（世帯の人数）などを聞いてきたが、調査票は自分で書くのではないのですか。	国勢調査では、調査員が調査票をそこに住んでいる世帯ごとに配布して、調査を行います。調査漏れや重複がないことを確認するために、調査員は世帯を訪問した際に、世帯主の方の氏名を伺うことになっています。また、5人以上の世帯へは調査票が複数枚必要になるため、人数をお聞きしております。 一方で、何度訪問しても、不在等で調査員が世帯と会えない場合については、近隣の住民等から「世帯の種類」、「世帯員の数」、「住宅の建て方」、「氏名」及び「男女の別」の5項目をお尋ねして、調査員が調査票を作成することとしております。
F.調査員について	F-5	調査員が、再訪問するというメモを残していました。メモに記入してある時間は、外出の予定があるのですが、どうしたらよいのですか。	調査員が残したメモに記載してある調査員の連絡先又は甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）へお問い合わせのうえ、ご都合のよい時間をお知らせいただければ、調整いたします。 なお、インターネット回答や、同封の「郵送提出用封筒」（茶封筒）に入れて郵送提出いただくことも可能です。
F.調査員について	F-6	調査票を配った調査員以外の者が調査票の回収に来ましたが、調査票を提出してもよいのですか。	調査員活動に当たっては、事件事故を防止する観点から、調査員同士が相互に協力して活動している場合があります。その場合についても、調査員は、顔写真つきの『国勢調査員証』を必ず身に付けていますので、調査票の回収に訪問した者が『国勢調査員証』を身に付けているか、ご確認いただき、調査員であることが確認できれば、調査票をご提出ください。 なお、調査員かどうか不審に思われた時は、その調査員が身に付けている『国勢調査員証』に記載してある名前を甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお問い合わせいただければ、身元の確認を行います。
F.調査員について	F-7	調査員でない者が調査票の配布等を行っていた（調査員の家族等）。よいのか。	調査員の家族等であっても、調査員以外の者が調査に携わることはできません。 事実関係を確認するとともに、調査員への指導を徹底するため、恐れ入りますがご住所とご連絡先（電話番号等）を甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお教えください。
F.調査員について	F-8	調査員証等の提示がありませんでした。	申し訳ありません。 顔写真つきの調査員証等を確認できなければ、調査票を提出しないでください。 調査員がお伺いしたかどうかなど、事実関係を確認するため、申し訳ありませんが、ご住所、ご連絡先（電話番号等）を、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお教えください。
F.調査員について	F-9	調査員が訪問して、調査書類を渡されましたが、何の説明もありませんでした。	調査書類の配布の際に、何の説明もなかったとのことで、申し訳ありません。 本来、調査書類の手渡し時に調査員からの調査概要の説明等は行うべきものです。事実関係を確認するとともに、調査員の指導を徹底するため、申し訳ありませんが、ご住所、ご連絡先（電話番号等）を甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお教えください。 また、調査概要や回答方法等は、当QAや書類に同封の書き方例等をご参考いただけますと幸いです。
F.調査員について	F-10	オートロックを解除していないのに調査員が訪問してきた。	調査員は、調査を正確かつ円滑に行うため、オートロックマンションでは管理人の協力を得て、オートロックの解除と居住者様への連続訪問を行う許可を得ていることがあります。許可されているかどうか、管理人へご確認いただき、そのような事実がなく、許可無く調査員が連続訪問等している場合は、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までご報告ください。該当調査員へ指導いたします。
F.調査員について	F-11	調査員は信用できません。調査票を封入して提出しても不安です。	インターネットでご回答いただければ、調査員の目に触れることなく回答することができます。 調査票を直接調査員へ提出する場合であっても、封入して提出いただければ、そのまま市に提出されますので、ご安心ください。 また、郵送による提出も可能です。こちらを用いて調査票を提出していただければ、宛先の調査事務局を通じて、市に届けられます。
F.調査員について	F-12	調査員が封入提出された調査票を開封した場合、罰則はあるのですか。	報告内容について他の人に話すことは、統計法という法律によって固く禁じられています。このため、調査員に対しては、調査上の個人情報の保護を徹底するとともに、調査票の回収時の取扱いについても、世帯の方が封入提出した調査票は絶対に開封しないよう、指導を徹底しています。
F.調査員について	F-13	調査員が個人情報を漏らしたようなのですが。	詳しく状況をお聞かせいただきたいので、恐れ入りますが、ご住所、ご連絡先を甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお教えください。
F.調査員について	F-14	国勢調査員をかたる者がいたのですが。	御連絡ありがとうございます。具体的に不審に思った点などを甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお聞かせいただけますでしょうか。 お伺いした内容は総務省や県・市に報告させていただきます。
F.調査員について	F-15	調査員が来たのですが、本物かどうか確かめる方法はありませんか。	調査員は顔写真付きの『国勢調査員証』を見えるように身に付けて活動しています。 ご不安な場合には、調査員の氏名等を確認いただいて、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお問い合わせください。
F.調査員について	F-16	調査員の連絡先が知りた。	こちらからお教えすることはできません。

G.調査書類について	G-1	調査票の「調査区番号」や「世帯番号」は、なぜ必要なのですか。	「調査区番号」は、調査区ごとに調査票を整理する際に使うほか、市区町村より小さい地域の統計（町丁・字等別の統計）を作成するために、「世帯番号」は、調査区内の調査票を整理する際に使うほか、世帯単位の統計を作るためにそれぞれ必要となります。
G.調査書類について	G-2	国勢調査で配布された書類に印刷されている調査区番号や世帯番号、インターネット回答するためのIDがマイナンバーなのか。	マイナンバーと国勢調査は全く関係ありません。 国勢調査で配布された書類に印刷・記入されている調査区番号や世帯番号、インターネット回答するためのIDは、調査を実施する上で調査漏れや重複回答を防止し、正確な調査を実施するために便宜上付けたものです。
G.調査書類について	G-3	郵送用の封筒を紛失してしまいました。どうすればよいのですか。	新しい郵送用封筒を配布いたしますので、お客様の氏名と住所、連絡先を甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお教えいただけますでしょうか。 また、郵送提出のほかに、インターネット回答や『調査書類収納封筒』に入れ、調査員に提出していただくことも可能ですので、希望する提出方法をお選びください。
G.調査書類について	G-4	郵送用の封筒が配られていません。	『調査書類収納封筒』（大きめの青い封筒）に収納されている書類の中に、封筒の表面に『郵送提出用封筒』と記載された小さめの茶封筒が入っているかどうか、ご確認ください。 入ってなかった場合は配布時の手違いがあったと思われます。ご自宅まで再度お持ちしますので、お客様の氏名と住所、連絡先を甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお教えいただけますでしょうか。 また、郵送提出のほかに、インターネット回答や『調査書類収納封筒』に入れ、調査員に提出していただくことも可能となっております。
G.調査書類について	G-5	『インターネット回答依頼書』を紛失してしまったので、再発行してほしい。	『インターネット回答依頼書』を紛失してしまった場合は、セキュリティ確保のため再発行はできませんので、紙の調査票での回答をお願いします。
G.調査書類について	G-6	『インターネット回答依頼書』が配られていません。	お手数ですが、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）へご連絡ください。
G.調査書類について	G-7	回答をしているのに、「調査への回答はお済みですか」の書類が投函されていた。ということか。	『調査への回答はお済みですか』は、すでに回答いただいた世帯にはお礼、未回答の世帯には提出の再確認、加えて、インターネット回答の修正についてのご案内もかねて、すべての世帯に配布しております。 すべての世帯の皆様からの回答を確実に回収させていただくために、このような方法をとっておりますので、なにとぞご容赦願います。
G.調査書類について	G-8	ふだん住んでいない住宅、空家又は事務所などに調査書類が届きましたが、回答しなければならぬのですか。	住民票などの届出に関係なく、ふだん住んでいる場所の一所のみで回答いただくことになります。ふだん住んでいない場所に調査書類が届いておりますら、お手数ですが、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）へご連絡ください。
G.調査書類について	G-9	1世帯なのに2世帯分調査書類が届いているが、どうしたらよいのか。	お手数ですが、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）へご連絡ください。
G.調査書類について	G-10	別世帯の分と思われる書類が配布された。	申し訳ございません。お配りする世帯を誤ったものと思われます。 然るべき対応をとりますので、お名前、ご住所、ご連絡先を甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお教えいただけますでしょうか。
G.調査書類について	G-11	調査書類が届いていないが、どうしたらよいのですか。	9月30日（火）までに届かない場合については、お手数ですが、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までご連絡ください。
G.調査書類について	G-12	もう一枚調査票を必要とする場合、どこに連絡すればよいのですか。	紙の調査票の手配をしますので、住所と連絡先を甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお教えください。
G.調査書類について	G-13	調査書類が配布されたが、調査対象でない場合、どのようにしたらよいのか。	甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）まで、調査対象ではない旨とその状況をお伝えください。
G.調査書類について	G-14	調査回答済みだが、「調査票の提出のお願い」というオレンジ色の書類が配布された。ということか。	誠に申し訳ございません。行き違いや、手違いにより配布した可能性があります。どうぞご容赦願います。
G.調査書類について	G-15	調査回答拒否したが、「調査票の提出のお願い」という書類が配布された。ということか。	「調査票の提出のお願い」という書類は、国勢調査にご回答いただけていない世帯にお配りしております。 国勢調査は、行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査ですので、是非調査にご協力くださいますようお願いいたします。
G.調査書類について	G-16	二世帯居住していますが、「国勢調査のお願い」と書かれた青色の封筒が1つしか配布されていません。インターネット回答と紙の調査票でそれぞれ回答すればよいですか。	「国勢調査のお願い」と書かれた青色の封筒には『インターネット回答依頼書』と紙の調査票が収納されていますが、別の世帯で使用することはできません。青色の封筒が一つしか配布されていないようでしたら、お手数ですが、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお問い合わせください。
G.調査書類について	G-17	二世帯居住していますが、『インターネット回答依頼書』が1枚しか配布されていません。どうすればよいですか。	1枚の『インターネット回答依頼書』につき、一世帯の回答となります。 調査書類の追加配布については、お手数ですが、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）まで問い合わせください。
G.調査書類について	G-18	『インターネット回答依頼書』が2枚配布されていたが、どちらを使用すれば良いですか。	一世帯で『インターネット回答依頼書』が2枚配布されている場合は、どちらか一方の『インターネット回答依頼書』を使用して回答をお願いします。また、お手数ですが、甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）まで、一つの世帯である旨、ご連絡をお願いします。 二世帯で『インターネット回答依頼書』が2枚配布されている場合は、世帯ごとに別々の『インターネット回答依頼書』を使用して回答をお願いします。なお、どちらのIDをお使いいただいても問題ございません。
G.調査書類について	G-19	調査書類が届いたのですが、本物がどうか確かめる方法はありませんか。	本物の調査書類の特徴は以下のとおりです。 ・青色の封筒の標題は「国勢調査のお願い」になっており、左下部分に丸い切り抜きがある。 ・調査票の標題は「令和7年国勢調査 調査票」となっており、三つ折りの用紙である。また、調査票の左下にコーナーカットがある。 特徴が一致する場合は、総務省統計局が実施する「令和7年国勢調査」の調査書類に間違いのないようですので、御回答をよろしくお願いいたします。 特徴が一致しない場合は、「令和7年国勢調査」の調査書類と特徴が一致しないため、別の調査の可能性あります。回答せずに、お手数ですが甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお問合せください

H.回答方法	H-1	【共通】 気がついたら、調査票の受付期間が過ぎていました。もう提出しなくてもよいですか。	受付は可能ですので、ご提出をお願いします。
H.回答方法	H-2	【共通】 毎たきの毎日で、調査票に記入するのが大変です。	調査員にお話しいただければ、調査員が世帯の人から回答内容を持って、世帯に代わって調査票に記入することも可能です。担当する調査員に遠慮なくお申し付けください。
H.回答方法	H-3	【共通】 高齢なので、調査票の文字が小さく見づらいため、書くことができません。	調査票の文字を大きくした「拡大文字調査票」を用意しています。廿日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）に、その旨を連絡いただければ、調査員がお届けに伺います。
H.回答方法	H-4	【共通】 前回回答した内容を参考にして書きたいのですが、できませんか。	申し訳ございません。個人情報保護の観点から、国勢調査の回答内容は、本人であってもご覧いただくことはできないことになっています。
H.回答方法	H-5	【共通】 調査票はすでに配られたのですが、10月1日まで記入しないほうがいいのですか。	10月1日現在の状況を記入いただければ、10月1日以前であっても結構です。万が一、10月1日までの間に回答内容に変更があれば、インターネットで回答いただいた場合は、インターネット上で修正をお願いいたします。紙の調査票の場合で修正される場合は、廿日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）まで修正内容をお伝えください。
H.回答方法	H-6	【共通】 再訪問する旨の連絡メモが入っていたが、調査票を郵送してしまっても良いか。	再訪問メモがあっても、先に郵送やインターネット回答でご回答いただいて問題ありません。なお、既にご回答いただいている状況が、調査員に伝達されるまで数日かかってしまいますので、ご回答後に行き違いで調査員が再訪問した場合には、申し訳ございませんが、すでに回答いただいたことをお伝えいただけますようお願いいたします。
H.回答方法	H-7	【共通】 調査票がきちんと受理されてるか調べてほしい。	「調査区番号」「世帯番号」をお教えいただければお調べすることができます。廿日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までご連絡ください。
H.回答方法	H-8	【共通】 調査票を調査員に見られない方法で提出することはできますか。	インターネット回答は、回答内容が直接総務省のサーバーに送信されますので、調査員が回答内容を見ることはありません。また、郵送で提出いただいた場合も、総務省が設置する郵便局の私書箱に提出されますので、同様に調査員が調査票を見ることはありません。調査員に直接提出いただく場合でも、お配りした『郵送提出用封筒』に調査票を封入して提出いただければ、調査員は開封せずにそのまま市に提出しますので、調査員が記入内容を見ることはありません。
H.回答方法	H-9	【共通】 世帯主が単身赴任等で不在の場合、誰を世帯主にすればよいか。	自宅に残っている家族のどなたかを世帯主又は代表者とし、他の世帯員の続き柄は、その世帯主又は代表者からみた続き柄にします。
H.回答方法	H-10	【インターネット回答】 インターネット回答期間はいつまでか。	インターネット回答は、10月8日（水）の23:59まで回答、修正できます。期限を過ぎてしまっている場合も、しばらくは回答を受け付けておりますので、速やかに回答、修正いただけますようお願いします。
H.回答方法	H-11	【インターネット回答】 ログインIDやアクセスキー、パスワードとは何か。	ログインIDとアクセスキーは、インターネット回答ページにログインするために必要な文字列で、世帯別に設定されており、9月30日(火)までに調査員が世帯を訪問して配布する封筒の中に「インターネット回答依頼書」が同封されており、そこにログインIDやアクセスキーが記載されています。なお、『インターネット回答依頼書』のログイン用QRコードからアクセスいただく、ログインID及びアクセスキーが自動入力されるため、入力は不要です。
H.回答方法	H-12	【インターネット回答】 「国勢調査オンライン」へのアクセス方法が分からない。	「国勢調査のお願い」と書かれた青色の封筒の中に、『インターネット回答依頼書』と書かれた書類を収納しております。『インターネット回答依頼書』には、アクセスの方法や回答するための情報などが記載されていますので、そちらをお手元にご用意ください。 ①『インターネット回答依頼書』に記載の＜インターネット回答のしかた＞のとおり、パソコンのブラウザからURL欄に「https://www.e-kokusei.go.jp/」を入力又は『インターネット回答依頼書』の右下部にあるログイン用QRコードをスマートフォンのカメラ等から読み取り、サイトにアクセスします。 ②「国勢調査オンライン」のトップページが表示されたら、「回答をはじめ」をクリックしてください。 ③ログイン画面が表示されるので、『インターネット回答依頼書』に記載のログインIDを入力して、「次へ進む」ボタンを押して、続けてアクセスキーを入力して、「ログイン」ボタンを押してください。 ④以降は、画面の案内に従い回答してください。
H.回答方法	H-13	【インターネット回答】 インターネットで回答する利点について教えてください。	調査回答期間中は、24時間いつでもパソコン、スマートフォンから回答をすることができます。インターネット回答によるデータの送信後は、安全な通信を行うために暗号化通信を行っており、他の人に内容を見られることなく、システムに直接回答が送信されます。
H.回答方法	H-14	【インターネット回答】 音声対応電子調査票を使用して回答したいがどうしたらよいか。	市から折り返しご連絡させていただきますので、恐れ入りますが、氏名、住所、連絡先を廿日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）まで教えていただけますでしょうか。
H.回答方法	H-15	【インターネット回答】 ログインした後、途中でやめたい時は、どうすればいいですか。	そのままサイトを閉じていただければ、途中でやめることはできますが、回答の入力途中でやめしまうと、それまでに入力した内容が失われてしまうのでご注意ください。一時保存機能も付けておられます。
H.回答方法	H-16	【インターネット回答】 設問項目についての詳しい説明を見ることができますか。	パソコンの場合は、画面右に「このページに関する留意点・用語の解説」を掲載しています。「このページに関する留意点・用語の解説」にある解説の見出しのリンク又は「+」ボタンをクリックすると、解説の内容が表示されます。スマートフォンの場合、画面の右上（menuボタンの下側）に「解説」ボタンがあります。「解説」ボタンを押すと、「このページに関する留意点・用語の解説」が表示されます。解説の見出しのリンク又は「+」ボタンを押すと、解説の内容が表示されます。「解説を閉じる」を押すと、「このページに関する留意点・用語の解説」を閉じることができます。
H.回答方法	H-17	【インターネット回答】 「1 世帯の種類」の選択で、「学校の寮・寄宿舎の学生・生徒」が選択できません。	学校の寮・寄宿舎にお住まいの方で、建物の通りが一般のアパート、マンションのように個々の居住部分に台所、トイレ、専用の出入り口があるような住宅の場合は、「1 世帯の種類」は「一般世帯」を選択してください。
H.回答方法	H-18	【インターネット回答】 インターネット回答の「氏名」は漢字で入力するのか。カタカナでも良いか。	どちらでも構いません。なお、特殊な文字（環境依存文字、機種依存文字、及び外字）は使用できない場合があります。入力できない場合はひらがな・カタカナでもご回答いただけます。
H.回答方法	H-19	【インターネット回答】 インターネット回答で表示される年齢表示が実際の年齢とあっていません。	「7 出生の年月」の回答内容から、9月末時点の年齢を算出して表示しています。入力内容に誤りがありましたら、出生の年月の回答入力画面に戻って修正してください。
H.回答方法	H-20	【インターネット回答】 「15 勤め先・業種などの名称及び事業の内容」、「16 本人の仕事の内容」でエラーとなりましたが、具体例が分かりません。	画面右上部の「このページに関する留意点・用語の解説」（スマートフォンの場合は「解説」）の「事業と仕事の具体例」をクリックいただくと例示が表示されますので、こちらを参考にしてください。
H.回答方法	H-21	【インターネット回答】 回答入力画面が表示されない設問があります。	回答入力画面が表示されない設問は、それより前の他の設問への回答内容により、回答不要となっておりますので、問題ございません。
H.回答方法	H-22	【インターネット回答】 「国勢調査の回答完了」と表示されている画面に「回答内容を印刷する」ボタンがあるのですが、送信内容を印刷しておく必要があるのですか。	必ずしも印刷する必要はありません。ご自身で送信内容を紙で保存しておきたい場合にご利用ください。その際にはご自身の個人情報が記載されていますので、印刷した紙のお取り扱いには十分ご注意ください。
H.回答方法	H-23	【インターネット回答】 パスワードはどうやって設定するのですか。	回答送信する際に、パスワードを設定する画面が表示されます。なお、パスワードは半角の8文字以上32文字以内で設定していただく必要があります。パスワードの文字には、必ずアルファベットと数字の両方を使用する必要があります。ログインIDと同じ内容をパスワードに設定することはできません。
H.回答方法	H-24	【インターネット回答】 パスワード設定・送信画面で送信ボタンを押した後に、「再ログインのお願い」が表示されたが、回答の送信はできているのですか。	回答の送信はできていません。回答入力画面で20分以上操作がなかったため、ログイン状態が解除されています。「再ログインのお願い」画面で、ログインIDとアクセスキーを入力し、再度ログインすることで、回答送信を行うことができます。（入力した内容は保持されます。）
H.回答方法	H-25	【インターネット回答】 郵便番号の「住所表示」ボタンを押した際に、『郵便番号による住所表示が行えない状態になっています。』とメッセージが表示されました。	回答入力画面で20分以上操作がない時間があつたため、「住所表示」ボタンの使用ができなくなったことが考えられます。お手数ですが、住所を直接入力してください。
H.回答方法	H-26	【インターネット回答】 回答送信時に「通信エラーが発生したため、回答情報の登録に失敗しました。」または、「通信の接続が不安定であるため、回答送信できませんでした。」というエラーメッセージが表示された。	回答の送信中に通信状態が不安定であったことから、回答送信ができていない可能性があります。エラーメッセージ画面の「OK」を押していただき、通信状態の良い場所で再度送信をお願いいたします。

H.回答方法	H-27	【インターネット回答】回答送信時に「すでに回答送信が完了していますので、トップページに戻るか、このままブラウザを閉じて終了です。」とのメッセージが表示されましたが、どうすればよいですか。	回答が受け付けられていますので、そのまま閉じていただいて結構です。ご回答ありがとうございました。
H.回答方法	H-28	【インターネット回答】「国勢調査オンライン」へのログインは何回でもできるのですか。	インターネット回答期間中は、何回でもログインすることができます。 なお、回答送信後にログインする場合は、ご自身で設定されたパスワードが必要になります。
H.回答方法	H-29	【インターネット回答】インターネットで回答した内容を修正したいがログインIDが分からない。どうしたらよいか。	ログインIDが分からない場合、セキュリティ確保の観点からインターネット回答の修正はできません。お手数ですが、紙の調査票にご記入いただき、郵送提出又は調査員へ提出をお願いします。
H.回答方法	H-30	【インターネット回答】メールアドレスの登録は必須なのか。また、登録したメールアドレスを変更したいのですが、どうすればよいですか。	メールアドレスの登録は任意ですが、パスワードを忘れたときのパスワード再設定の際に必要になります。 また、登録したメールアドレスの変更方法は、「国勢調査の回答完了」画面又は「あなたの回答状況」画面の「メールアドレスの変更」ボタンから登録したメールアドレスの変更が可能です。 メールアドレスの変更画面で変更するメールアドレスを入力後、「認証コードを送信する」ボタンを押していただき、認証コードが記載されたメールを受信してください。 メールに記載された認証コードを入力し、「変更する」ボタンを押すとメールアドレスの変更ができます。
H.回答方法	H-31	【インターネット回答】インターネット回答で回答した内容を修正したいがパスワードが分からない。どうしたらよいか。	「国勢調査の回答完了」画面又は「あなたの回答状況」画面でメールアドレスを登録頂いた場合、ログイン時のパスワード入力画面にある「パスワードを忘れた方はこちら」から、パスワードの再設定が可能です。 登録したメールアドレスを入力し認証コードをメール受信後、認証コードを入力頂くことでパスワードの再設定画面が表示されるため、そちらで新しいパスワードを設定してください。 なお、あとからメールアドレスを登録することはできませんので、回答の修正が必要な場合は、お手数ですが、紙の調査票にご記入いただき、郵送提出又は調査員へ提出をお願いします。
H.回答方法	H-32	【インターネット回答】回答送信後に再度ログインしてしまった場合は、また送信ボタンを押さないといけないのか。	回答内容に変更がない場合は、回答送信をする必要はございませんので、そのまま閉じていただいて構いません。
H.回答方法	H-33	【インターネット回答】回答は受け付けられているか不安。	回答送信時に「国勢調査の回答完了」画面が表示されていれば正常にできております。
H.回答方法	H-34	【インターネット回答】「送信」ボタンが押せず、回答送信ができせん。	画面上部に「入力内容に誤りがあります。！マークをご確認いただき、再度入力をお願いします。」と赤枠・赤文字で表示されていないでしょうか。エラーメッセージの内容をご確認いただき、パスワードを正しく入力して、再度「送信」ボタンを押していただくようお願いします。
H.回答方法	H-35	【インターネット回答】「送信」ボタンを押しても、回答完了画面が表示されません。（または、送信中の画面のままフリーズしてしまった）	回答の送信中に通信環境が不安定となり、回答送信ができずに回答完了画面が表示されない（送信中の画面のまま）となっている可能性があります。しばらくお待ちいただいても（数分程度）回答完了画面が表示されない場合には、お手間をおかけし大変申し訳ございませんが、通信状態の良い場所から再度国勢調査オンラインにログインいただき、回答の入力後、再度回答送信をお願いします。
H.回答方法	H-36	【インターネット回答】ヘルプ画面から回答入力画面に戻れなくなりました。	パソコンをご利用の場合は、ヘルプ画面は、回答入力画面とは別タブ（又はウィンドウ）で表示されていますので、回答入力画面のタブを選択することで回答入力画面に戻ることが可能です。 また、スマートフォン・タブレット端末をご利用の場合は、ヘルプ画面の右上に表示される「×」ボタンから回答入力画面に戻ることが可能です。
H.回答方法	H-37	【インターネット回答】回答完了画面、アンケート画面でセッションタイムアウトのメッセージが表示されました。	回答完了画面、アンケート画面で20分以上操作がなかったため、ログイン状態が解除されています。 なお、調査の回答は、回答完了画面が表示された時点で問題なく完了していますので、ご安心ください。 また、アンケートへの回答は任意となります。
H.回答方法	H-38	【インターネット回答】インターネット回答送信後にログアウトしましたが、アンケートに回答し忘れてしまいました。回答する方法はありますか。	アンケートに回答する場合は、再度ログインの上、回答送信を実施いただき、回答完了画面の「アンケートに回答する」ボタンから回答することができます。 なお、この場合の回答送信は、調査の回答内容を修正する必要はありません。
H.回答方法	H-39	【インターネット回答】インターネット回答した情報が他人に見られる心配はないのですか。（セキュリティについて教えてください。）	インターネット通信はSSL/TLS方式によって暗号化しています。また、回答データは暗号化した上で、最新の不正侵入防止装置の設置や24時間の監視体制などの対策を講じて、厳重に管理しておりますのでご安心ください。
H.回答方法	H-40	【インターネット回答】インターネットで回答した内容は、システムからきちんと削除してくれるのですか。	インターネットで回答された内容は、システムの運用終了時に、全て抹消します。 この抹消作業は、内閣に設置された「サイバーセキュリティ戦略本部」が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に従って行います。
H.回答方法	H-41	【インターネット回答】インターネットで回答したが、個人情報を見ることができのかが確認したい。	ご回答いただいたデータは、そのまま総務省のシステムに送信されています。 調査員においては、どの世帯から回答いただいたのかという情報（回答状況）は把握できますが、回答内容は一切みることはできません。 市の職員は、国勢調査の担当部署の職員のみ、回答内容の審査のために確認いたします。 いづれにしても、調査員や市区町村をはじめとする国勢調査に従事する職員には、業務で知り得た内容を漏らしてはならないという守秘義務が課せられており、この点については総務省が指導を徹底しております。ご安心ください。
H.回答方法	H-42	【インターネット回答】インターネット回答しましたが、「インターネット回答依頼書」やパスワード、調査票などはいつまで管理しておけばよいですか。	「インターネット回答依頼書」とご自身で設定したパスワードは、回答内容の確認や修正の際に必要になりますので、10月31日(金)まで保管し、その後、各書類は破るなどして廃棄してください。
H.回答方法	H-43	【インターネット回答】ログインしたら口座番号等の入力を求められました。国勢調査ではこのような項目も調査しているのですか。	国勢調査では金融機関に関する情報の登録を求めることはございません。 フィッシングサイトの疑いがございますので、恐れりますが、サイトに接続した経路及びサイトのURLを教えてくださいませうか。また、今後、詳しく情報収集させていただくこともありますので、よろしければ、お名前と連絡先を甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）まで教えてくださいませうか。
H.回答方法	H-44	【郵送提出】郵送提出の締め切りはいつですか。	郵送で提出する場合には、10月1日から10月8日までの間に調査票を『郵送提出用封筒』に入れて最寄りの郵便ポストに投函するようお願いします。 期限を過ぎてしまっている場合も、しばらくは回答を受け付けておりますので速やかにご提出してください。
H.回答方法	H-45	【郵送提出】調査票を郵送で提出すると、どこに届けられるのですか。調査員の家に届けられることはないのですか。	調査票を郵送提出すると、郵送提出用封筒の表面に記載してあるとおり、宛先の調査事務局を通じて、お住まいの市区町村に届けられます。したがって、調査員の家に届けられることは絶対にありません。
H.回答方法	H-46	【郵送提出】郵送の宛先にある「調査事務局」とは何ですか。回答内容が見られることはないのですか。	調査事務局とは、今回の調査に当たり、総務省統計局から業務委託を受けた民間事業者が運営するものです。 調査事務局では、皆様から送られてきた調査票を整理するなどして、記入済みの調査票をお住まいの市区町村へ提出します。 なお、総務省統計局との委託契約において、厳格な守秘義務が課せられており、調査に関して知り得た情報を外部に漏らすことは固く禁じられています。どうぞ安心してご利用ください。
H.回答方法	H-47	【郵送提出】郵送提出したいのですが、封筒が2種類あります。どちらを使用すればよいのですか。	国勢調査では、世帯の皆様には調査票を配布する際に用いた『調査書類収納封筒』(大きめの青色の封筒)、『郵送提出用封筒』(小さめの茶封筒)の2種類を配布しています。 郵送提出に用いる封筒は、そのうちの『郵送提出用封筒』(小さめの茶封筒)になりますので、こちらをご利用ください。
H.回答方法	H-48	【郵送提出】調査票を書留や速達で送ることはできるのですか。	調査票を郵送で提出する場合は、切手等は貼らずに、同封の郵送提出用の封筒に入れてお近くのポストへ投函してください。 もし、書留や速達による郵送にすることであれば、その分の料金を差出人様にご負担していただくことになりますので、ご承知おきます。
H.回答方法	H-49	【郵送提出】郵送提出の際、調査票以外に『調査票の記入のしかた』なども返さなければならないのですか。	郵送用の封筒には調査票のみを入れて投函してください。 『調査票の記入のしかた』など調査票の以外のものは返す必要はありません。
H.回答方法	H-50	【郵送提出】郵送提出用封筒に差出人の住所と氏名は記入しないとイケないのか。記入したくない。	郵送提出用封筒の住所と氏名欄は、郵便物としての差出人情報となりますので、お手数ですがご記入をお願いいたします。
H.回答方法	H-51	【郵送提出】郵送用の封筒に何も入れずに投函してしまいました。もう一度、郵送で調査票を提出することはできますか。	新しい郵送用封筒を配布いたしますので、お宅への氏名と住所、連絡先を甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお教えください。 また、インターネット回答もできますのでご活用ください。
H.回答方法	H-52	【郵送提出】郵送提出用封筒に、他の調査の調査票を入れて投函してしまいました。どうしたらいいのですか。	郵便受付後に確認いたしますので、申し訳ありませんが、お名前とご住所、ご連絡先(電話番号等)を甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお教えください。
H.回答方法	H-53	【郵送提出・調査員への提出】ボールペンで記入してもよいのですか。	調査票への記入は、黒い鉛筆またはシャープペンシルでお願いします。ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。 鉛筆がない場合には、調査員にお伝えください。
H.回答方法	H-54	【郵送提出・調査員への提出】なぜ、黒鉛筆又はシャープペンシルで記入しなければならないのですか。	国勢調査は、大量の調査票を短期間のうちに迅速に処理するため、調査票に記入されたマークと数字を機械（光学式文字読取装置）で読み取り統計を作成します。現在のところ、この機械は黒鉛筆又はシャープペンシルを最も確実に読み取ることができますので、黒鉛筆又はシャープペンシルでご記入ください。

I.調査票の記入の仕方	I-1	記入内容に間違いがありました。どのようにすればいいでしょうか。	調査票の回答方法を教えてください。 ◆黒鉛筆又はシャープペンシルで記入していた場合 黒鉛筆又はシャープペンシルを使用して、まちがえた場合は、消しゴムできれいに消して書き直してください。また、鉛筆の粉、消しゴムの消しクズは、きれいに取り除いてください。 ◆インターネット回答した場合 「国勢調査オンライン」で修正が可能です。ログインID及び回答送信時にご自身で設定したパスワードで再ログインしたうえで修正をお願いします。 ◆郵送提出した場合 修正箇所と修正内容を甘日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）までお伝えください。
I.調査票の記入の仕方	I-2	「一般世帯（一人世帯、会社等の独身寮の入居者を含む）」とはどのようなものですか。	「一般世帯（一人世帯、会社等の独身寮の入居者を含む）」とは、一般の家庭のように、住居と生計を共にしている人々の集まりをいいます。なお、夫婦で住み込んでいる場合や独身寮・社会施設の管理員夫婦などの場合も「一般世帯」となります。 一人で一戸建やアパートに住んでいる人、会社や官公庁などの独身寮に住んでいる単身者、一般の家庭や下宿屋などに間借り又は下宿している単身者の場合も「一般世帯」となります。
I.調査票の記入の仕方	I-3	「学校の寮・寄宿舎の学生・生徒」とはどのようなものですか。	「学校の寮・寄宿舎の学生・生徒」とは、学校の学生寮・寄宿舎の学生・生徒の集まりをいいます。 県人会の学生寮の学生の場合も「学校の寮・寄宿舎の学生・生徒」に該当します。
I.調査票の記入の仕方	I-4	「病院・療養所の入院者」とはどのようなものですか。	「病院・療養所の入院者」とは、病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している人の集まりをいいます。 介護老人保健施設の場合も「病院・療養所の入院者」に該当します。
I.調査票の記入の仕方	I-5	「老人ホーム等の社会施設の入所者」とはどのようなものですか。	「老人ホーム等の社会施設の入所者」とは、老人ホームや児童福祉施設などの入所者の集まりをいいます。 老人ホームに夫婦だけで一つの部屋に住んでいれば、ほかの入所者とは別に一つの世帯となるため、「一般世帯（一人世帯、会社等の独身寮の入居者を含む）」となります。
I.調査票の記入の仕方	I-6	「その他」とはどのようなものですか。	建設従業者宿舎・簡易宿泊所などに住む単身者や定まった住居を持たない単身者など、「一般世帯（一人世帯、会社等の独身寮の入居者を含む）」から「老人ホーム等の社会施設の入所者」のどの区分にも当てはまらない場合をいいます。
I.調査票の記入の仕方	I-7	男又は女の世帯員がいない場合は、空欄ですか、0を記載しますか。	男又は女の世帯員がいない場合は、その欄に必ず「0」を記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-8	調査票が2枚以上となる場合、「2世帯員の数」は、2枚目にも同じことを記載しますか。	調査票が2枚以上となる場合は、1枚目に世帯全員の人数を記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-9	「持ち家」とはどのようなものですか。	「持ち家」とは、その世帯が所有している住宅をいいます。 最近建築した住宅で、登記が済んでいない場合や、住宅ローンなどの支払いが完了していない場合も含めます。
I.調査票の記入の仕方	I-10	「民営の賃貸住宅」とはどのようなものですか。	「民営の賃貸住宅」とは、その世帯の借りている住宅が、「都道府県・市区町村営の賃貸住宅」、「都市再生機構（UR）・公社等の賃貸住宅」、「給与住宅」でないものをいいます。
I.調査票の記入の仕方	I-11	「都道府県・市区町村営の賃貸住宅」とはどのようなものですか。	「都道府県・市区町村営の賃貸住宅」とは、その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートで、しかも「給与住宅」でない場合をいいます。
I.調査票の記入の仕方	I-12	「都市再生機構（UR）・公社等の賃貸住宅」とはどのようなものですか。	「都市再生機構（UR）・公社等の賃貸住宅」とは、その世帯の借りている住宅が、都市再生機構（UR都市機構）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートで、しかも「給与住宅」でない場合をいいます。
I.調査票の記入の仕方	I-13	「給与住宅(社宅・公務員住宅など)」とはどのようなものですか。	「給与住宅(社宅・公務員住宅など)」とは、その世帯の借りている住宅が、勤め先の会社・官公庁や雇主などが所有又は借りている住宅の場合をいいます。
I.調査票の記入の仕方	I-14	「住宅に間借り」とはどのようなものですか。	「住宅に間借り」とは、ほかの世帯が住んでいる住宅（持ち家、借家、給与住宅）の一部の部屋を借りている場合をいいます。
I.調査票の記入の仕方	I-15	「会社等の独身寮・寄宿舎」とはどのようなものですか。	「会社等の独身寮・寄宿舎」とは、会社・官公庁・団体などが所有又は借りていて、その単身の職員・従業員が居住している建物をいいます。県人会の勤労者独身寮なども含めます。
I.調査票の記入の仕方	I-16	住居についての給与住宅と会社等の独身寮の違いは何ですか。	「給与住宅（社宅・公務員住宅など）」は、勤め先の会社が所有（借り上げ）するアパート、マンションのような住宅の要件が備わっている戸戸（専用の台所、トイレ、専用の出入口がある）となります。なお、会社内で寮・寄宿舎と呼称されていても、住宅の要件が備わっていれば「給与住宅（社宅・公務員住宅など）」となります。 一方、住宅の要件が備わっていない戸戸の場合が「会社等の独身寮・寄宿舎」となります。
I.調査票の記入の仕方	I-17	「その他」とはどのようなものですか。	「その他」とは、旅館・ホテル、病院、老人ホーム、学校、学生寮、会社、工場、事務所、簡易宿泊所などの住宅でない建物をいいます。 臨時応急的に作られた住居、例えば、いわゆる建設従業者宿舎や仮小屋なども含めます。
I.調査票の記入の仕方	I-18	「住宅」とは具体的にどのようなものですか	こていう住宅には、ふつうの一戸建・長屋の家の、店舗併用住宅やアパートはもちろん、寮・旅館・工場などの建物の一居住部分でも、次の「住宅の要件」（質疑応答参考資料（調査の手引の抜粋：68ページ））のすべてを満たしているものは含めます。
I.調査票の記入の仕方	I-19	友人と二人でアパートを借りている場合や、2世帯で1住宅（民営の賃貸住宅）を借りている場合はどうするか。	便宜そのうちの1世帯を「民営の賃貸住宅」とし、ほかの世帯を「住宅に間借り」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-20	都道府県や市区町村が借り上げている住宅は「都道府県・市区町村営の賃貸住宅」とするか。	都道府県や市区町村が直接管理運営を行っている場合は「都道府県・市区町村営の賃貸住宅」とします。 また、都道府県や市区町村から委託されて、都市再生機構（UR都市機構）や公社が管理運営を行っている場合は「都市再生機構（UR）・公社等の賃貸住宅」、民間企業が管理運営を行っている場合は「民営の賃貸住宅」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-21	県営や市営の民生住宅・母子住宅などで、県営住宅や市営住宅とは呼んでいないものがあるが、この場合はどうするか。	「都道府県営・市区町村営の賃貸住宅」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-22	給与住宅には、社宅や公務員住宅のほか、どのようなものがあるか。	店主が所有している住宅や店主の名義で借りている住宅に店員が居住している場合、住職の住んでいる住宅が寺（宗教法人）の名義になっている場合、市区町村で建てた学校の校務員用住宅や駐在所などは、いずれも「給与住宅（社宅・公務員住宅など）」になります。
I.調査票の記入の仕方	I-23	会社を退職した人が、まだその会社の社宅に住んでいる場合、「給与住宅（社宅・公務員住宅など）」とするか、「民営の賃貸住宅」とするか。	「民営の賃貸住宅」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-24	外国に赴任している友人の留守宅を預かり、家賃を払わないで住んでいる。この場合、どう記入するか。	「民営の賃貸住宅」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-25	県職員の共済組合住宅に入居している場合、「住居の種類」はどうすればよいですか。	県が所有又は借りていて県職員を入居させている場合は「給与住宅（社宅・公務員住宅など）」とします。 それ以外の場合には、「民営の賃貸住宅」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-26	駐在所や医師・教員の住宅を町の自治会が提供している場合、「住居の種類」はどうすればよいですか。	「民営の賃貸住宅」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-27	会社で民間のアパートの2階を借りて、単身の従業員を居住させている場合、「住居の種類」はどうすればよいですか。	1戸に一人で住んでいれば「給与住宅」とします。 1戸に二人以上で住んでいる場合、一人を「給与住宅」、他は「住宅に間借り」とします。】
I.調査票の記入の仕方	I-28	老人ホームに夫婦だけで一つの部屋に住んでいる場合、「住居の種類」はどうすればよいですか。	老人ホームに夫婦だけで一つの部屋に住んでいる場合、住居の種類は「その他」とします。なお、世帯の種類は「一般世帯」となります。 ただし、各室が「住宅の要件」を備えた高齢者向けアパート、マンション形式のものは、各戸が「住宅」となるので、その所有の関係によりいずれかの区分に記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-29	親戚が所有する空き家は無償で住んでいる場合、住居についてはどうすればよいですか。	「民営の賃貸住宅」を選択してください。
I.調査票の記入の仕方	I-30	勤め先の会社が所有する世帯寮に住んでいる場合、住居についてはどうすればよいですか。	勤め先の会社が所有する世帯寮に住んでいる場合は、「給与住宅（社宅・公務員住宅など）」を選択してください。
I.調査票の記入の仕方	I-31	学校の寮の場合、住居についてはどうすればよいですか。	学校の寮の場合は、「その他」となります。 なお、学校の寮・寄宿舎と呼称されている場合であっても、アパート、マンションのような戸戸（専用の台所、トイレ、専用の出入口がある）は、「民営の賃貸住宅」となります。
I.調査票の記入の仕方	I-32	1階から4階までが事務所で、5階と6階が住宅になっているビルの場合は、「住宅の建て方」はどうするか。	「共同住宅」とします。また、この場合の「建物全体の階数」は「6階建」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-33	12階建のマンションで、その一部が5階までしかない場合は、その建物の「建物全体の階数」は5階建とするか。	「建物全体の階数」は、その建物の最も高い階数とするので、この場合、「12階建」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-34	二つの住宅の壁は共通であるが、屋根材は異なっている。この場合、住宅の建て方は何になるのか。	屋根材が異なっているも、壁が共通で、しかも各住宅それぞれ別々の出入口があれば、「長屋建（テラスハウスを含む）」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-35	長屋建の住宅と共同住宅が結合している場合、住宅の建て方はそれぞれ長屋建、共同住宅とするか。	完全に結合していれば一つの建物となるので、全体が「共同住宅」となります。

I.調査票の記入の仕方	I-36	1～3階が齊で、4階に「住宅の要件」を備えた居住部分がある場合、住宅の建て方はどう記入するか。	4階の居住部分に「住宅の要件」を備えた住宅が2戸以上あれば「共同住宅」、それ以外であれば「その他」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-37	住宅の建て方について、「共同住宅」の地下に住んでいる場合、建物全体の階数と住んでいる住宅のある階はどのように回答すればよいか。	建物全体の階数に地下は含まず、地上の階数のみとしてください。地下に住んでいる場合、住宅がある階は1階としてください。
I.調査票の記入の仕方	I-38	メゾネットタイプの住宅の場合は、住宅の建て方の「住んでいる階数」はどうすればよいですか。	出入口（玄関）のある階が「住んでいる階数」となります。
I.調査票の記入の仕方	I-39	住宅の建て方について、一戸建ての二世帯住宅はどのように回答すればよいか。	二世帯住宅で、外見が一戸建てであり、家の中で行き来ができるようになっている場合には、一つの建物で一つの住宅になりますので、「一戸建て」として下さい。 二世帯住宅で、外見は一戸建てであっても、家の中が完全に分かれて行き来ができない場合には、1つの建物の中に、二つ以上の住宅がありますので、「共同住宅」となります。
I.調査票の記入の仕方	I-40	戸籍上の性別と異なる性別を記載してもよいですか。	実態をありのままご回答ください。
I.調査票の記入の仕方	I-41	調査票に氏名を記入する際、二人目からは名字を記入しなくてもいいですか。（又は「々」と記入してもいいですか。）	名字は、世帯主との続き柄の検査の際にも必要とするものですので、必ず各人について記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-42	10月1日（調査期日）の午前零時までに生まれて、まだ名前を付けていない新生児の場合は、氏名欄は空欄でよいですか。	「命名前」と記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-43	「世帯主」は、住民基本台帳に届け出ている世帯主でないといけないうのですか。	国勢調査では、届出に関係なく記入することになっていますので、届出の世帯主と異なっても差し支えありません。
I.調査票の記入の仕方	I-44	主人が3か月以上の入院などで不在（単身赴任での不在含む）にしている場合は、その世帯で「世帯主又は代表者」となる人がいなくてもよいか。	一つの世帯には必ず一人の「世帯主又は代表者」がいることとしますので、この場合は、世帯員のうちご主人に代わるべき人、例えば妻を「世帯主又は代表者」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-45	その世帯の主な働き手ではなく、隠居した高齢者を世帯主としてよいのか。	「世帯主又は代表者」を誰とするかは、世帯の方の判断に任せております。他の世帯員の方については「世帯主又は代表者」とした方からみた続き柄を記入していただきますようお願いいたします。
I.調査票の記入の仕方	I-46	単身の住み込みの従業員が雇主の家とは別棟の建物に住んでいる場合、世帯主との続き柄はどう記入するか。	この場合、単身の従業員は、雇主の世帯とは別に、一人ひとりが一つの世帯となるので、それぞれ「世帯主又は代表者」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-47	単身の住み込みの従業員が雇い主の住居の離れに住んでいる場合、世帯主との続き柄はどう記入するのですか。	離れは、母屋の附属建物とみるため、母屋と合わせて一つの住宅となるので、単身の従業員は、雇い主の世帯に含めて一つの世帯となりますので、「住み込みの雇人」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-48	老人ホームに夫婦だけで一つの部屋に住んでいる場合、世帯主との続き柄はどう記入するか。	この場合、ほかの入居者とは別に、夫婦だけで一つの世帯となるので、例えば夫を「世帯主又は代表者」、妻を「世帯主の配偶者」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-49	子どもが進学のため家族と離れてお手伝いさんと一緒に住んでいますが、世帯主はだれにするのですか。	子どもを世帯主とします。
I.調査票の記入の仕方	I-50	住み込みで働いていますが、部屋代や食事代を払っています。それでも住み込みの雇人になるのですか。	部屋代や食事代の支払いの有無で判断するのではなく、雇主と同一の住宅に居住していれば住み込みの雇人とします。
I.調査票の記入の仕方	I-51	理髪店を経営していますが、主人のめいが従業員として住み込みで一緒に暮らしています。この「めい」の世帯主との続き柄はどうなるのですか。また、勤めか自営かの別はどうするのですか。	従業員として住み込ませていれば、世帯主との続き柄は「住み込みの雇人」とし、勤めか自営かの別は「雇われている人」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-52	友人と同居している場合（ルームシェアなど）の世帯主との続き柄はどうするのですか。	生計を共にしている場合は同じ一つの世帯となり、続き柄は一人が「世帯主」、もう一人は「その他」となります。 生計を別にしてしている場合は、別々の世帯となり、それぞれ「世帯主」となります。 この場合、調査書類がもう1セット必要になります。お手数ですが、廿日市市国勢調査コールセンター（050-3614-6293）へご連絡ください。
I.調査票の記入の仕方	I-53	「世帯主との続き柄」について、同性カップルの片方を「世帯主」とする場合、もう片方はどのように記入すればよいですか。	世帯のありのままの状況をご回答ください。
I.調査票の記入の仕方	I-54	・内縁の関係にある場合でも「配偶者あり」とするか。 ・婚姻届を提出していないが、事実上結婚している場合は「配偶者あり」とするか。	届出をしていなくても、事実上結婚していれば「配偶者あり」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-55	「8 配偶者の有無」について、世帯主の方に「配偶者あり」を選択しても、妻も「配偶者あり」で回答するののか。	「8 配偶者の有無」は、「6 世帯主との続き柄」のように、世帯主との関係性を回答いただく項目ではなく、世帯員の方がそれぞれに回答いただく項目になっています。 ですから、世帯主からみた配偶者（例えば妻）の場合も「配偶者あり」で回答してください。
I.調査票の記入の仕方	I-56	未婚である女性が子どもを生んだことがある場合、「離別」とするのですか。	事実上結婚していたことがなければ、「未婚」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-57	国籍を二つ以上持っている場合は、どのように記入すればよいですか。	日本の国籍がある人は、「日本」と記入してください。 日本の国籍がない人は、そのうちの一つについて記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-58	国籍がない場合や不明の場合は、どのように記入すればよいですか。	◆紙の調査票で回答している場合 マークをせずに、「（国名）」の四角囲みの中に「なし」又は「不明」と記入してください。 ◆インターネットで回答している場合 便宜「外国」を選択し、「国名」に「なし」又は「不明」と入力してください。
I.調査票の記入の仕方	I-59	国籍の離脱又は帰化の手續中の場合は、国籍をどう記入するのですか。	現在（帰化手續前）の国籍について記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-60	現在の場所に住み始めてから、転勤、単身赴任、旅行、出張、出張ぎなどのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、どのように記入するのですか。	その不在期間の後、現在の場所へ戻ってきてからの期間について記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-61	家の建て替えのため、別の場所に3か月以上仮住まいしていたことがあった場合、どのように記入するか。	新築の家に住み始めてからの期間について記入します。 なお、仮住まいしていた期間が3か月未満の場合は、建て替え前の家に住んでいた期間も含めて記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-62	一戸建の家を建て替え（同じ敷地内）、そこに住んでいる場合、住んでいる期間はどのように記入するのですか。	一戸建の家に住み始めた時（建て替え前）からの期間を記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-63	現在の場所に住み始めてから、単身赴任などにより一時的に不在期間があるが、現在の場所に戻ってきた場合、住んでいる期間はどのように回答するのですか。	一時的に不在にしていた期間が3か月以上にわたる場合、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきた時からの年数を回答します。
I.調査票の記入の仕方	I-64	生まれてから引き続き25年住んでいる場合、「出生時から」と「20年以上」両方に記入するのですか。	生まれてから継続して住んでいれば「出生時から」のみに記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-65	令和7年10月1日（水）現在、まだ病院にいます新生児の場合、現在の場所に住んでいる期間はどのようにすればよいですか。	「出生時から」を選択してください。
I.調査票の記入の仕方	I-66	令和2年10月1日より後に生まれた人については、どのように記入するのですか。	出生後にふだん住んでいた場所を記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-67	政令指定都市内で、5年前に住んでいた区から別の区に転居した場合は、どのように記入するのですか。	同じ政令指定都市内で、A区からB区に転居した場合は、「他の区・市町村」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-68	5年前に住んでいた市区町村の名称が変わっている場合には、どのように記入すればよいですか。	現在の名称を記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-69	5年前（令和2年10月1日）に出稼ぎに出ていた人の場合は、どのように記入するか。	出稼ぎ先に3か月以上住んでいた場合は、出稼ぎ先について記入します。3か月未満の場合は、令和2年10月1日現在の自宅について記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-70	3年前に家を建て替えた（同じ敷地内）ため、5年前には現在とは別の家に住んでいた場合、どう記入するのですか。	家の建て替えが同一の敷地内であれば、「現在と同じ場所」とします。 なお、現在の場所に継続して5年以上住んでいる場合は、この欄に記入する必要はありません。
I.調査票の記入の仕方	I-71	「仕事」とはどのようなものですか。	ここでのいう仕事とは、収入（賃金・給料・営業利益など）を伴う仕事のことで、内職、臨時にした仕事、アルバイト、パートタイムで行った仕事も含めます。 ただし、家族の人が自家営業（個人経営の農業、工場、店の仕事など）を手伝った場合は、無給であっても、ここでのいう仕事に含めます。
I.調査票の記入の仕方	I-72	「主に仕事」とは、1週間に何時間以上仕事をした場合をいうのですか。	仕事をしたとは、1週間に1時間以上仕事をした場合をいいますが、「主に仕事」かどうかは、世帯が判断したもので差し支えありません。

I.調査票の記入の仕方	I-73	「主に仕事」とはどのような場合ですか。	「主に仕事」とは、主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合をいいます。
I.調査票の記入の仕方	I-74	「家事などのほか仕事」とはどのような場合ですか。	「家事などのほか仕事」とは、主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも仕事（収入を伴うもの）をした場合をいいます。
I.調査票の記入の仕方	I-75	「通学のかたわら仕事」とはどのような場合ですか。	「通学のかたわら仕事」とは、主に通学をしていて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも仕事（収入を伴うもの）をした場合をいいます。
I.調査票の記入の仕方	I-76	「仕事を休んでいた」とはどのような場合ですか。	「仕事を休んでいた」とは、勤めている人が、病気や休暇などで仕事を休んでも、給料や賃金をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合をいいます。 また、事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休みはじめてからまだ30日にならない場合もこれにあたります。
I.調査票の記入の仕方	I-77	「仕事を探していた」とはどのような場合ですか。	「仕事を探していた」とは、仕事がなく、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込んだり、新聞などの求人広告や求人雑誌を見て応募したり、ほかの人に仕事の紹介を依頼するなど、積極的に仕事を探していた場合をいいます。 ただし、仕事があったとき、その仕事にすぐつくことができる場合に限ります。
I.調査票の記入の仕方	I-78	「家事」とはどのような場合ですか。	「家事」とは、少しでも仕事をしないで、自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合をいいます。
I.調査票の記入の仕方	I-79	「通学」とはどのような場合ですか。	「通学」とは、少しでも仕事をしないで、主に通学していた場合をいいます。 ここでいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学のほか、学習塾・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含めます。 料理教室、教養講座、英会話塾などに週1、2回通っている場合は含めません。 幼稚園や保育所又は幼児連携型認定こども園に通っている場合は「その他」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-80	「その他（幼児や高齢など）」とはどのような場合ですか。	「その他（幼児や高齢など）」とは、他のどの区分にも当てはまらない場合をいいます。 例えば、乳幼児のほか、高齢、病気などで少しでも仕事をしなかった場合をいいます。
I.調査票の記入の仕方	I-81	調査期間中、収入はなかったが、所有している山林の手入れや育林をしていた場合、仕事をしたことになるか。	将来の収入を目的として山林の手入れや育林を行っている場合は、仕事をしたことになります。
I.調査票の記入の仕方	I-82	開店準備中の場合は、どう記入するか。	資金の調達などをしていた場合は、「仕事を探していた」とします。商品の仕入れなどをしていた場合は、「仕事」をしたこととなります。
I.調査票の記入の仕方	I-83	日々雇われている人が、この1週間に少しでも仕事をしなかった場合は、「仕事を休んでいた」とするか。	「仕事を休んでいた」とはしません。 仕事につくためにハローワーク（公共職業安定所）に通うなどして仕事を探し、いつでも仕事につくことができる状態であれば「仕事を探していた」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-84	学生で令和7年9月24日から30日までの間、学校が休みの場合は、「通学」とするのですか。「その他」とするのですか。	「通学」とします。ただし、通学のかたわら、アルバイトなど少しでも仕事（収入を伴うもの）をした場合は、「通学のかたわら仕事」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-85	学生が9月24日から30日の1週間に1回も通学せず、図書館や家などで勉強していた場合、「通学」とするか。	「通学」とします。ただし、通学のかたわら、アルバイトなど少しでも仕事（収入を伴うもの）をした場合は、「通学のかたわら仕事」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-86	9月24日から30日まで無報酬で親せきの農業の手伝いをしたような場合、仕事をしたこととみるのですか。	無報酬であれば仕事をしとはみません。 ただし、手間替え仕事の場合（お互いに相手の仕事を手伝っている場合）は、仕事をしとみます。
I.調査票の記入の仕方	I-87	公務員が9月24日から30日までの1週間、たまたま休暇をとって自家営業の農業に従事していた場合、12～16欄は農業について記入するのですか。	この調査では、9月24日から30日までの1週間の事実によって仕事をしたかどうか決めるので、この場合は、農業について記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-88	農家で高齢者が農仕事のアドバイスだけしている場合、仕事をしとみるのですか。	ときどきアドバイスする程度の場合は、仕事をしとはみません。
I.調査票の記入の仕方	I-89	農耕者や漁師が、9月24日から30日までの1週間、雨のために仕事ができなかった場合、仕事をしなかったとみるのですか。	農機具や漁具の手入れなど農業や漁業に関連した作業をしていたときは、仕事をしていたとみますが、何もしていなかったときは、「仕事を休んでいた」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-90	技術習得のため、農業普及指導センターを通して、長期間にわたって、他の農家に住み込んでいる実習中の農業研修生は、仕事をしとみるのですか。	資金や給料を得ていれば、仕事をしとみます。
I.調査票の記入の仕方	I-91	市区町村議会議員が、議会が休会のため9月24日から30日まで議会に行かなかった場合、仕事をしとみるのですか。	休会中でも議員としての職務に関係のある仕事をしていれば、議員の仕事をしとみて、その仕事について記入します。他の仕事をしていれば、その仕事について記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-92	社会施設の入所者が仕事をしとときは、ここでいう仕事をしとみるのですか。	資金や給料を得ていれば、仕事をしとみます。したがって、障害者支援施設で仕事をしている人や、療養所に入所している人で軽症者などが施設外で一般の人と同じように働いている場合は、仕事をしとみます。
I.調査票の記入の仕方	I-93	アパートを経営している者は、仕事をしとみるのですか。	家賃の徴収や部屋の掃除、見回りなどをすれば、「仕事をし」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-94	大工、左官などの個人業主が、9月24日から30日までの1週間、全く仕事をしなかった場合、どうするのですか。	休み始めてから30日以上になっていなければ、「仕事を休んでいた」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-95	学生が9月24日から30日までの間に全く通学しないでアルバイトなどの仕事をしていた場合、どうするのですか。	この場合は、収入を伴う仕事をしているので、「主に仕事」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-96	学生が9月24日から30日までの間に全く通学しないで就職活動をしていた場合、「仕事を探していた」とするのですか。	「仕事を探していた」とは、実際に就業の意思、能力があって積極的に仕事を探していて、仕事があったときに、その仕事にすぐつくことができる場合に限ります。 現役の学生が卒業後に就職するために就職活動をしている場合は、「通学」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-97	大学を休学中の者が仕事を探していた場合、どう記入するのですか。	「仕事を探していた」とは、実際に就業の意思、能力があって積極的に仕事を探していて、仕事があったときに、その仕事にすぐつくことができる場合に限ります。休学中の学生が仕事があったときすぐ返くことができれば、「仕事を探していた」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-98	予備校に通っている場合、「通学」でよいのですか。	「通学」とします。ただし、通学のかたわら、アルバイトなど少しでも仕事（収入を伴うもの）をした場合は、「通学のかたわら仕事」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-99	昼間は会社や官公庁などで仕事をしている夜間学生が、9月24日から30日までの1週間仕事を休んで学校に通っていた場合、「通学」でよいのですか。	昼間会社や官公庁などに勤めながら夜間通学している人が、たまたま1週間勤め先を休んだ場合は、「仕事を休んでいた」とします。 アルバイトなどの臨時的な仕事をして夜間通学している人が、この1週間少しでも仕事をしていなかった場合は、「通学」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-100	職業訓練施設に通っている場合、「通学」でよいのですか。	職業訓練施設に通っている場合は、「通学」とします。ただし、現職の職員が、研修所や訓練所で研修を受けているのは、仕事の一環として研修を受けていますので、「主に仕事」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-101	現職の職員が研修所や訓練所で研修を受けている場合、12～16欄はどのように記入するのですか。	次のように記入します。 「12 仕事をしましたか」⇒「主に仕事」 「13 従業地又は通学地」⇒3か月以上の研修の場合：その研修所の所在地、3か月未満の場合：本来の勤め先の所在地 「14 勤めか自営かの別」⇒本来の勤め先での状態 「15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」⇒（勤め先・業主などの名称）本来の勤め先の名称、（事業の内容）本来の勤め先の事業内容 「16 本人の仕事の内容」⇒そこでしていた仕事の内容
I.調査票の記入の仕方	I-102	幼稚園、保育所（保育園）や認定こども園に通っている場合は、「通学」とするのですか。	「通学」とはせず、「その他」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-103	育児休業や介護休業期間中の場合、12欄～16欄はどのように記入するのですか。	給与・賃金をもらっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合は、次のように記入します。 「12 仕事をしましたか」⇒「仕事を休んでいた」 「13 従業地又は通学地」⇒休業前に勤めていた事業所の所在地 「14 勤めか自営かの別」⇒休業前に勤めていた勤め先での状態 「15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」⇒（勤め先・業主などの名称）休業前に勤めていた勤め先の名称、（事業の内容）休業前に勤めていた勤め先の事業内容 「16 本人の仕事の内容」⇒そこでしていた仕事の内容
I.調査票の記入の仕方	I-104	ハローワーク（公共職業安定所）で雇用保険金をもらっている場合、「仕事を探していた」とするのですか。	雇用保険金をもらっているかどうかではなく、実際に就業の意思、能力があって積極的に仕事を探していたかどうかによって決めます。 ただし、仕事があったとき、その仕事にすぐつくことができる場合に限ります。

I.調査票の記入の仕方	I-105	会社勤めをしているが、帰宅してから食事の支度や子どもの世話をしている場合は、「主に仕事」と「家事」のどちらにもマークするのですか。	「主に仕事」にのみマークします。
I.調査票の記入の仕方	I-106	会社勤めをしているが、転職しようとしていて、会社勤めをしながら転職先を探していた場合は、「仕事を探していた」とするのですか。	「仕事を探していた」とはせず、「主に仕事」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-107	ふだんパートタイムや内職をしている主婦が、9月24日から30日まで少しも仕事をしなかった場合、「仕事を休んでいた」とするのですか。	「仕事を休んでいた」とはせず、「家事」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-108	ふだん家事のかたわら自家営業の店の仕事を手伝っている主婦が、この1週間、店の仕事を少しも手伝わないで家事をしていた場合は、「仕事を休んでいた」とするか。	このような場合は「仕事を休んでいた」とはしないで、「家事」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-109	ある期間だけ臨時職員として働く人が、9月24日から30日までの1週間、家事のみをしていた場合、「仕事を休んでいた」とするのですか。	臨時的な仕事であるので、「仕事を休んでいた」とはせず、「家事」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-110	民生委員や自治会役員などの場合は、「12 令和7年9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか」は何を選択すればよいですか。	民生委員、保護司、PTA役員、自治会役員、ボランティア活動など、収入を伴わない仕事のみをしている場合は、「少しも仕事をしなかった人」の中から選択してください。
I.調査票の記入の仕方	I-111	仕事をしながら学校に通っている場合、「12 令和7年9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか」は「通学のかたわら仕事」とするのですか。	ふだんの生活が仕事よりも学業を中心としている場合は「通学のかたわら仕事」となります。 ふだんの生活が学業よりも仕事を中心としている場合は「主に仕事」となります。
I.調査票の記入の仕方	I-112	通信教育学校の場合、「12 令和7年9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか」は「通学」とするのですか。	通信教育学校の場合は「通学」となります。 ただし、通学のかたわら、アルバイトなど少しでも仕事（収入を伴うもの）をした場合は、「通学のかたわら仕事」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-113	自家営業をしていますが、高齢で仕事をしていない場合、「12 令和7年9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか」は「仕事を休んでいた」になりますか。	事業を営んでいる人が仕事を休み始めてから30日にならない場合は「仕事を休んでいた」、30日を超える場合は「仕事を休んでいた」以外の該当する区分を選択してください。
I.調査票の記入の仕方	I-114	9月24日から30日までの1週間、主に国勢調査員として働いていた場合、12～16欄はどのように記入するのですか。	この1週間、主に国勢調査の仕事をしていれば、次のように記入します。 「12 仕事をしましたか」⇒「主に仕事」 「13 従業地又は通学地」⇒担当調査区の所在地 「14 勤めか自営かの別」⇒雇われている人の「パート・アルバイト・その他」 「15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」⇒「勤め先・業主などの名称」○○市・区役所又は○○町・村役場、（事業の内容）国勢調査事務 「16 本人の仕事の内容」⇒国勢調査員
I.調査票の記入の仕方	I-115	普段から会社に通勤する日とテレワークの日が混在しているが、従業地は「自宅」ですか？「会社の場所」ですか？	9月24日から30日までの1週間、日数の多い場所を従業地としてください。
I.調査票の記入の仕方	I-116	テレワークを実施している場合、どこを従業地とするのですか。	勤め先の所在地を従業地とします。 ただし、ふだんからテレワーク勤務が半分以上の場合は、自宅を従業地とします。
I.調査票の記入の仕方	I-117	10月1日基準の調査において、就業状態の項目が、9月24日から30日の1週間を判断の基準としている理由はなぜか。	国勢調査は10月1日午前0時を基準時点としています。 曜日により働いている状況が違うので、より平均的な状態を把握するために、調査基準時点に最も近い1週間（9月24日から30日）についてご回答いただいています。
I.調査票の記入の仕方	I-118	インターネット回答で、「令和7年9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか」は、先のことなので分からない。どのように回答すればよいか。	「収入を伴う仕事をする見込みがあるかどうか」で回答をお願いします。回答後、変更があった場合は、10月8日までに「国勢調査オンライン」に再度ログインしていただき、回答の修正をお願いいたします。
I.調査票の記入の仕方	I-119	仕事も通学もしている場合は、従業地と通学地のどちらについて回答すればよいですか。	仕事も通学もしている人は、従業地について記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-120	自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている農林漁家の人はどこを従業地として記入すればよいですか。	「自宅」を従業地として記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-121	自営の大工・左官や行商従事者などはどこを従業地として記入すればよいですか。	「自宅」を従業地として記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-122	外勤の職員・保険の営業員やバスの運転手など、雇われて戸外で仕事をしている人はどこを従業地として記入すればよいですか。	「配属先の営業所・郵便局などのある市区町村」を従業地として記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-123	漁業会社や船会社に雇われている船舶乗組員はどこを従業地として記入すればよいですか。	「その船が主な根拠地としている港のある市区町村」を従業地として記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-124	政令指定都市内で、住んでいる区とは別の区に通勤・通学している場合はどこを従業地・通学地として記入すればよいですか。	「他の区・市区町村」を従業地・通学地として記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-125	本社や支局などに所属しているが、ほかの特定の場所に駐在している販売員や通信員の場合は、どこを従業地とするか。	現に駐在している場所を従業地とします。
I.調査票の記入の仕方	I-126	特定の会社・団体に所属していない俳優・音楽家・芸人などの場合、従業地はどこにするか。	自宅を従業地とします。 ただし、自宅以外に事務所などを持っている場合は、その事務所の所在地を従業地とします。
I.調査票の記入の仕方	I-127	この1週間、勤め先以外の場所に出張している場合は、どこを従業地とするか。	勤め先の所在地を従業地とします。
I.調査票の記入の仕方	I-128	日々雇用されている人の場合は、どこを従業地とするか。	この1週間、主に仕事をしていた現場事務所の所在地を従業地とします。現場が一定していない場合は、現在雇われている事業所（現場事務所や土木出張所など）の所在地を従業地とします。
I.調査票の記入の仕方	I-129	仕事をしている場所（勤務地）が2カ所ある場合、従業地はどこにすればよいですか。	一つの仕事で2カ所の勤務地がある場合は、仕事をしている日数が多いほうの場所を回答してください。 二つの異なる仕事をしている場合は、主な仕事の勤務地を回答してください。
I.調査票の記入の仕方	I-130	営業で仕事をしている場所が一定していない場合、従業地はどこにすればよいですか。	所属している事業所がある場所を回答してください。
I.調査票の記入の仕方	I-131	土木工事の現場で働いている人の従業地は、どこにするか。	工事現場に、事務所があればその現場事務所の所在地を、事務所がなければその工事現場を管轄する事務所の所在地を従業地とします。
I.調査票の記入の仕方	I-132	育児休業や介護休業期間中の場合は、どこを従業地とするか。	給与・賃金をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合は、「仕事を休んでいた」となり、休業前に勤めていた事業所の所在地を従業地とします。
I.調査票の記入の仕方	I-133	10月1日前後の2週間、外国語の勉強のため、外国にホームステイしている場合、外国を通学地とするか。	ホームステイ先ではなく、本来の学校の所在地を通学地とします。
I.調査票の記入の仕方	I-134	通信教育学校やオンライン学習（授業）の場合、通学地はどこにすればよいですか。	学校がある場所を回答してください。
I.調査票の記入の仕方	I-135	1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物（いわゆる「げたばき住宅」）に住んでいて、その建物の1階の店舗で仕事をしている人の場合、従業地はどうするのですか。	店舗併用住宅ではないので、自宅とはせず、「同じ区・市区町村」とします。 なお、中の階段で店舗と居住スペースがつながっている場合は、店舗併用住宅となり、従業地は「自宅」となります。
I.調査票の記入の仕方	I-136	工場の敷地内に独身寮があり、この工場で働いている入居者の場合、従業地は自宅よりよいですか。	同一の敷地内であっても建物が別の場合は、自宅とはせず、「同じ区・市区町村」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-137	雇われて行商に従事している人の従業地はどうするのですか。	自宅で調査されるときは、営業所の所在地を従業地とします。 行商先の旅館・ホテル等で調査されるときは、その旅館・ホテル等を自宅とみなし、「自宅（住み込みを含む）」を従業地とします。
I.調査票の記入の仕方	I-138	3か月未満の出稼ぎに出ている人の場合、自宅で調査されることとなるが、従業地はどのように記入するのですか。	出稼ぎ先の市区町村とします。
I.調査票の記入の仕方	I-139	問屋の従業員が9月24日から30日までの1週間デパートに派遣され、そこで仕事をした場合、13～16欄はどう記入するのですか。	次のように記入します。 「13 従業地又は通学地」⇒デパートの所在地 「14 勤めか自営かの別」⇒その人の属する問屋での状態 「15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」⇒「勤め先・業主などの名称」問屋の名称、（事業の内容）問屋の事業の内容 「16 本人の仕事の内容」⇒デパートで行った仕事の内容 なお、問屋から派遣されても、デパートから給料が支給されている場合は「14 勤めか自営かの別」、「15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」はデパートについて記入します。

I.調査票の記入の仕方	I-140	船舶乗組員は船の主な根拠地を従業地とすることとなっているが、船の根拠地とは船舶地のことですか。	船の根拠地とは、その船の主な寄港地をいいます。 ただし、寄港地が一定していなければ船舶地でも構いません。
I.調査票の記入の仕方	I-141	「雇われている」とはどのような場合ですか。	会社・団体・官公庁や個人商店などに雇われている人をいいます。 住み込みの家事手伝い、日々雇用されている人、パートタイムやアルバイトで働いている人も含めます。
I.調査票の記入の仕方	I-142	「正規の職員・従業員」とはどのような人ですか。	勤め先で一般職員又は正社員などと呼ばれている人をいいます。知事、市区町村長や議会議員も含めます。
I.調査票の記入の仕方	I-143	「労働者派遣事業所の派遣社員」とはどのような人ですか。	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。 労働者派遣事業所の派遣社員は、「パートさん、アルバイトさん」などと呼ばれている場合であっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-144	「パート・アルバイト・その他」とはどのような人ですか。	就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人をいいます。 専任的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人も含めます。
I.調査票の記入の仕方	I-145	「会社などの役員」とはどのような人ですか。	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員をいいます。 部長、課長などのいわゆる管理職や執行役員は、取締役や理事などの役員になっていなければ「雇われている人」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-146	「自営業主」とはどのような人ですか。	自営業主とは、個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・寄込家・行商従事者などをいいます。 これらの人が、従業員を雇っていれば「雇人あり」とし、雇っていないれば「雇人なし」とします。 商店などの経営者で、その商店などが会社組織（株式会社有限も含む。）・合資・合名・合同会社の場合は、「会社などの役員」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-147	「家族従業者」とはどのような人ですか。	農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族をいいます。
I.調査票の記入の仕方	I-148	「勤めか自営かの別」「家庭内の賃仕事（内職）」とは、どの程度の仕事をいうのですか。	次のすべての要件を備えたものをいいます。 ・自宅で行う。 ・材料の支給を受ける。 ・人を雇っていない。 ・大がかりな固定的設備（作業所、据付機械など）を持たない。
I.調査票の記入の仕方	I-149	寺の住職の場合は、どう記入するか。	その寺が法人組織であれば、「会社などの役員」又は「雇われている人」となります。法人組織でなければ、雇人の有無によって、自営業主の「雇人あり」又は「雇人なし」となります。
I.調査票の記入の仕方	I-150	家政婦紹介所に加わって、一般の家庭などに派遣されて仕事をしている家政婦の場合は「雇われている人」とするか。	家政婦紹介所に加わっている家政婦は、単に会員であって、その家政婦紹介所に対して会費やアッセン料を払って派遣先を紹介してもらうだけなので、家政婦紹介所に雇われていることにはなりません。したがって、自営業主の「雇人なし」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-151	自宅で家事のかわたわたりを教えている場合や、通学のかたわら家庭教師をしている場合、どう記入するか。	ピアノ個人教授や家庭教師は、自営業主の「雇人なし」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-152	夫が会社に勤め、妻などの家族が農仕事に従事している場合、その世帯の世帯員の中に自営業主がいなくてもよいのですか。	夫が農業の経営管理をしていれば、世帯員の中に自営業主がいなくてもかまいません。
I.調査票の記入の仕方	I-153	店の経営は任されているが、出資者がときどき見にくる場合、その経営を任されている人はどのように記入するのですか。	店の売上が出資者のものになり、出資者から給与を受けている場合は、「雇われている人」の「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト・その他」のいずれかの区分としますが、売上が自分の収入となる場合は「自営業主」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-154	自営の大工が一人は棟梁、他の一人はその棟梁のもとに日当で働いている場合、どのように記入するのですか。	両者とも「自営業主（雇人なし）」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-155	障害者支援施設、共同作業場で仕事をしている場合、勤めか自営かの別は「家庭内の賃仕事（内職）」でよいのですか。	家庭内の賃仕事とは家庭で行うものをいうので、この場合は、「自営業主（雇人なし）」とします。
I.調査票の記入の仕方	I-156	市議会議員が9月24日から30日の1週間、主に議員としての仕事をしてした場合、14～16欄はどう記入するのですか。	次のとおり記入します。 「14 勤めか自営かの別」⇒雇われている人の「正規の職員・従業員」 「15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」⇒（勤め先・業主などの名称）〇〇市議会、（事業の内容）市議会 「16 本人の仕事の内容」⇒市議会議員
I.調査票の記入の仕方	I-157	シルバー人材センター経由でビルの清掃の仕事をしている場合、14～16欄はどのように記入するのですか。	次のように記入します。 ◆シルバー人材センターから仕事を紹介された人 「14 勤めか自営かの別」⇒自営業主（雇人なし） 「15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」⇒（勤め先・業主などの名称）本人の氏名、（事業の内容）シルバー人材センターから紹介されたビル清掃業務の請負 「16 本人の仕事の内容」⇒ビルの清掃 ◆シルバー人材センターが行う「労働者派遣事業」により派遣されている人 「14 勤めか自営かの別」⇒雇われている人の「労働者派遣事業所の派遣社員」 「15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」⇒（勤め先・業主などの名称）派遣先の名称、（事業の内容）派遣先の事業内容 「16 本人の仕事の内容」⇒ビルの清掃
I.調査票の記入の仕方	I-158	事業の内容は、9月24日から30日までの1週間に行われた事業の内容を記入するのですか、それともふだん行っている事業の内容を記入するのですか。	事業の内容は、ふだんその事業所で行われている事業について記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-159	二つ以上の事務所・工場・店などで仕事をしている人はどちらの事業の内容を記入するのですか。	主に仕事をしている事業所（仕事をした時間が最も長いほう）の名称とその事業の内容について記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-160	労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣元と派遣先どちらの事業の内容を記入するのですか。	派遣先の事業所の名称と事業の内容について記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-161	主に管理事務を行っている本社などの場合、事業の内容はどのように記入すればよいですか。	管理している全事業所を通じての主な事業の内容を記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-162	1事業所で2種類以上の事業を営んでいる場合には、事業の内容はどのように記入すればよいですか。	主な事業の内容を一つだけ記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-163	農家で親夫婦が主に米作を行い、息子夫婦が養鶏を専門に行っている場合（経営上の収支は全く別になっている。）、米作と養鶏の二つの業種であってもよいのですか。	この場合は二つの事業所があると考えられるので、二つの業種であっても差し支えありません。
I.調査票の記入の仕方	I-164	農協の共同選果場に業務出役が課せられていて、これに出ない者は負担金を納めることになっている。ここで選果の仕事をした場合、勤め先は農協とするのですか。	この場合、選果を共同で行っているというだけで、農協に雇われていることにはなりません。したがって、勤め先は農協とせず、自家の名称を記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-165	よろず屋（各種の日用雑貨や食料品などを小売りしている店）の事業の内容は、どう記入するのですか。	売物が主であれば「売物小売」、食料品が主であれば「各種食料品小売」と記入します。衣料品、食料品、売物雑貨など各種の商品を小売していて、主な商品が分からない場合は、「各種商品小売」と記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-166	企業組合組織の商店の場合、名称はどう記入するか。	一般に用いられている名称を「〇〇企業組合〇〇商店」、「△△企業組合△△販売所」などと記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-167	コンビニエンスストアの事業の内容は、どう記入するか。	「コンビニエンスストア」又は「コンビニ」と記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-168	ディスカウントストアの事業の内容は、どう記入するか。	主に取り扱う商品によって「〇〇小売」と記入します。 衣料品、食料品、電化製品など各種の商品を小売している場合は、「各種商品小売」と記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-169	2種類以上の仕事をしている場合は、どちらの仕事の内容を記入すればよいですか。	主な仕事（仕事をした時間が最も長いほう）を一つだけ記入してください。 ただし、製造・修理などの技術的な仕事と販売の仕事をしている場合には、技術的な仕事を記入してください。 経営と経営管理以外の仕事をしている場合には、経営管理以外の仕事を記入してください。
I.調査票の記入の仕方	I-170	電気機械や車両など種々の製品を作っている会社の本社の場合、事業の内容はどう記入するか。	その会社の主な製品によって「〇〇製造」と記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-171	法人組織の小売店の主人が取締役である場合、仕事の内容は「会社取締役」と記入するか。	経営管理だけに従事していれば「会社取締役」と記入します。 商品の仕入れや販売に従事していれば「〇〇の経営」と記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-172	建築士の資格を持っている人が建設会社で営業活動に従事している場合、仕事の内容はどう記入するか。	その人が実際にしている仕事（「建設会社の営業」など）を記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-173	警察官・海上保安官・自衛官・消防士の場合、仕事の内容はどう記入するか。	その人が従事している仕事の内容にかかわらず、「警察官」、「海上保安官」、「陸上自衛官」、「消防士」などと記入します。

I.調査票の記入の仕方	I-174	日々雇用されて仕事をしている人が、ハローワーク（公共職業安定所）を通して仕事をした場合は、どう記入するか。	実際に仕事をしている所（現場事務所など）の名称、事業の内容とその人がしていた仕事の内容を記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-175	日々雇用されている人がその雇われ先を日々転々としていた場合は、どう記入するか。	この1週間の主な雇われ先の名称、事業の内容とその人がしていた仕事の内容を記入します。主な雇われ先が決められない場合は、現在の雇われ先について記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-176	農家や漁家が同じ敷地内に工場や店などを持って、製造や販売などの事業を営んでいる場合は、どう記入するか。	その工場や店などでもっぱら仕事をしている人は、その工場や店などの事業の内容と、その人がしている仕事の内容を記入します。 農業や漁業の仕事をしている人は、農業や漁業の内容と、その人がしている仕事の内容を記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-177	農業と漁業を営んでいる場合は、どう記入するか。	この場合、事業の内容は、その人がしている仕事に関係なく、1年間の収入の多いほうの事業について記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-178	露店で古本を売っている場合や、野菜の行商をしている場合は、どう記入するか。	事業の内容は、例えば「古本小売」、「野菜小売」などのように記入し、仕事の内容は、それぞれ「露店商」、「行商」と記入します。
I.調査票の記入の仕方	I-179	市区町村の土木課の職員の場合、15欄、16欄はどのように記入するのですか。	次のように記入します。 ◆土木課に勤務している場合 「15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」⇒（勤め先・業主などの名称）〇〇市土木課、（事業の内容）市区町村事務 「16 本人の仕事の内容」⇒工事の設計監理 ◆工事事務所に勤務している場合 「15 勤め先・業主などの名称及び事業の内容」⇒（勤め先・業主などの名称）〇〇市△△工事事務所、（事業の内容）護岸工事設計監理 「16 本人の仕事の内容」⇒庶務事務員 なお、直営工事を行っている場合は、15欄の事業の内容は「道路工事（直営）」のように必ず（直営）と付記します。
I.調査票の記入の仕方	I-180	就職すると同時に研修を受けている職員の場合、15欄、16欄はどのように記入するか。	配属される部局や仕事が決まっている場合は、その事業所の名称、事業の内容と仕事の内容を記入します。 なお、仕事の内容が分からない場合は、16欄には「研修中で仕事未定」のように記入します。